

子供の労働は妻よりも市場参入的か？

—— 千本暁子氏による批判の検証(1) ——

谷 沢 弘 毅

目 次

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1. はじめに | (4) 低所得階層の曖昧な定義 |
| 2. 批判の個別検証 | (5) 表 5-3, 表 5-5 の計算ミス |
| (1) 子供労働優先仮説の検証 | (6) 「俸給世帯の働く妻は職業婦人」 |
| (2) 副業のみの妻の推計方法の厳密性 | 3. 書評全体の総括 |
| (3) 幼児判定法の妥当性と考え方 | 4. 結びにかえて |

1. はじめに

近年、格差社会に関する議論が活発になるなかで、戦前期の所得分布についても研究が深まりつつある。筆者は、このような風潮とは関係なく十数年前からこのテーマの研究に着手し、2004年には初の専門書『近代日本の所得分布と家族経済—高格差社会の個人計量経済史学』を出版した。同書は、高額所得階層、低所得階層別に膨大な個票データ等を解析した研究成果であり、本文 581 頁、図表総数 120 に及ぶ大部の本であるが、幸運にも幾つかの学術賞をいただいたことから、現在に至るまでに数本の書評が発表されている。

そのなかで千本暁子（阪南大学）氏が『社会政策学会誌』に発表した書評（以下、たんに書評という）には、筆者の本意とはかなり異なる内容の批判が散見される⁽¹⁾。同誌は 2007 年 9 月末より市中で販売される予定だが、同年 4 月初頭に学会誌編集委員長から同書評に対するリプライを同時掲載するため、その原稿を 4000 字以内で至急提出して欲しい旨の電話連絡を受けた。千本氏は現在、社会政策学会・社会経済史学会・経営史学会・日本女性学会で活動されている研究者であるため⁽²⁾、その書評が多方面の研究者に読まれるであろうと想定されること、さらに市販の出版物に掲載されること等を考慮して、その申し出に応諾した。しかしリプライを執筆するうちに、限られた字数では筆者の真意を説明するのはとても困難であり、かなり簡略化せざるをえないことを実感した⁽³⁾。また編集委員長にも事前に述べたとおり、個人的理由でリプライ作成に前期授業期間中のわずか 2 週間弱と、十分な時間を費やすことができなかったことも、明記しておかなければならない。それゆえ別途、リプライの趣旨に

沿いつつ、より丁寧な論稿を書く必要性を痛感し、あえて本稿を発表することとした。ちなみにリプライの作成中に本稿の必要性を認識していたため、その末尾で本稿を作成する予定であることを明記した。

ここで千本氏による書評の特徴を、拙著の全体像のなかで若干位置付けておこう。書評の対象部分は、同氏自身が「本書すべてを取り扱うことはできないので、筆者の研究に言及している家族の就業行動についての分析結果を紹介し、それに対する疑問を述べたい」⁽⁴⁾と明言しているように、きわめて限定されたものである。すなわち検討された部分は、拙著で批判した同氏の代表論文「日本における性別役割分業の形成」⁽⁵⁾（以下、性別分業論文と略記）と直接関係する19頁、表7つ分にすぎない。つまり千本氏の書評は、自説の正当性を強調するために、性別分業論文と同じ資料を使って世帯員別就業を論じた第5章の一部（13頁分）への反論に終始し、他の部分（すなわち新たな個票データを使った第7章の世帯員別就業の分析を含めた他の章）は実質的に論評していない。さらに本文・図表の総数に占める書評対象部分の割合が5%程度であるにもかかわらず、その末尾では筆者の研究者としての姿勢に関する批判のほか、内容の再検証とその公表まで要求している。このように書評として極めて変則的な記述形態をとっていることを、指摘しておかなければならない。

本稿は、形式的には千本氏による検証の要請に応えた形となっているが、実質的には拙著の内容を補足することに重点が置かれている。本稿の前半では、リプライの内容と同様に（書評でまったく問題がないと主張している）性別分業論文の抱える問題と関連させつつ、同氏が提起した6点の批判に個別に答えて、筆者の真意を述べていきたい。これらの批判は相互に関連するものであるため、集約して説明したほうが簡潔になると考えることもできるが、いずれも書評中で記述された順番でリプライが作成されたことに配慮して、リプライとの比較にも資するようにあえて再編集しなかった。つまり本稿は、千本氏が筆者に要求した批判部分の再検証に相当するだけでなく、すでに発表したリプライの補完稿としても位置付けられるものである。さらに本稿の後半では、リプライでは割愛せざるをえなかった、書評全体に対する総括及び同氏の書評を作成する際の基本的スタンスについて、併せてコメントしておいた。

なお本稿は、千本氏の批判にできるだけ具体的に反論しているが、1つの論点（第2節の(2)項と(6)項に関連した部分）だけは、さらに詳細に解説しておく必要があると判断した。そのため煩雑になることを重々承知の上で、別稿（「協調会編『俸給職工調査』における就業概念の特徴—千本暁子氏による批判の検証(2)」『札幌学院商経論集』第24巻第1号）を作成せざるをえなかった。拙著の正確な理解のためにも是非、併せて同稿をご高覧いただくことを切に希望したい。これら2つの論文を読むことによって、初めて筆者の真意と千本氏の書評の全体像を正確に理解できるはずである。また記述が冗長に過ぎたと思える部分も多々ある

が、詳細な事情を知らない読者が議論の適否を正確に判断できるように、あえて議論の背景(例えば、2006年10月の社会政策学会書評部会における質疑応答等)にも踏み込んだ慎重な記述方法を採用した。この点もご寛恕いただきたい。

2. 批判の個別検証

書評は字数4000字以内と規定されていたが、実際には4700字弱に及んでいる。そこで言及されている批判は全部で6点であるから、先述のとおり書評対象部分が十数頁にすぎなかったことを併せて考えても、極めて具体的な記述がおこなわれていたことがわかる⁽⁶⁾。以下では批判の記述順に、筆者の反論を述べていきたい。

(1) 子供労働優先仮説の検証

第一は、子供(主に15歳以上)が妻よりも優先的に労働市場に参入したという主張(以下、子供労働優先仮説という)は成立しないという批判があげられる。同仮説は、従来は無視されていた家計調査中に掲載されている就業データから有業率を算出するというアプローチによって発見したため、おそらく千本氏が予想していなかった手法を採用した点でも、もっとも注目した部分であったはずである。書評のうち最初に指摘した批判点であるほか、その記述量ももっとも多くなっている。たしかに千本氏も指摘しているように筆者が初めて通説を否定したため、その根拠や論理が注目されるのは当然のことであるが、以下で詳述するように自分にとってはデータにもとづいて導いた、当たり前の帰結を批判されたことに驚いている。拙著ではあえて名称を付していなかった現象を、千本氏が批判の対象として取り上げていただいたことによって、「子供労働優先仮説」という名称を、現時点で提示できたことに素直に感謝したい。

この批判を展開するにあたって千本氏は、筆者が同仮説を表5-1(拙著303頁、なお表番号のうちハイフンの付いたものは、いずれも拙著に掲載されたものである。以下同様)の世帯主所得30円未満層における世帯員別の有業世帯率から導いたと決め付けた上、細民世帯に関する問題点を数値で示しながら批判している。すなわち同氏は、同階層には女性世帯主の6世帯が含まれているため、それらを除くと妻の有業世帯率が変化して、仮説を支持する根拠はなくなると主張した。ここで女性世帯主の世帯数がいかなる方法によって6戸に確定されたか触れられていないほか、この6戸を除外した妻の有業世帯率の数値も明示されていない。これらの点は、書評を初めて読んだ第三者に対して、(その内容がたとえ正しかったとしても)その主張の説得力を欠くものとなっている。

ただしこの点について、もう少し正確に事実を開示しておかなければならない。本稿の末尾には、2006年10月21日に開催された社会政策学会第113回大会の書評部会で、千本氏が

拙著の書評をおこなった際に配布した資料（以下、「配布資料」と呼ぶ）を添付しておいた。同資料は、書評と内容がほぼ完全に一致しているほか、書評で指摘している批判の基礎データが提示されているため、その考え方を再検討する上で大変に貴重なものである。同資料の3ページでは、「世帯主の勤労所得 15 円未満の 15 世帯中、少なくとも 2 世帯は女性が世帯主の世帯。世帯主の勤労所得 30 円未満の 38 世帯中、少なくとも 4 世帯は女性が世帯主の世帯」という表現が見られる。ここでも女性世帯主の選定根拠が示されていないほか、「少なくとも」という修飾語が付いていることから判断すると、女性世帯主は 6 世帯以上あった可能性もある。なぜ「少なくとも」を付けているのかは不明であるが、とにかく不思議な表現である。

この女性世帯主を除いた妻の有業世帯率は、「配布資料」の同じ頁に示されている。いまこの数字を書き出すと、世帯主の勤労所得でみて 15 円未満が 43.8%、15 円以上 30 円未満が 44.1%、30 円以上 45 円未満が 42.4%となり、いずれも表 5-1 の水準よりも上昇している。しかしこの数値のみを示した千本氏の批判は、あくまでダグラス＝有沢の第一法則（以下、第一法則と略す）の検証をおこなったにすぎず、子供労働優先仮説のそれではない。また第一法則の検証であるとしても、上記の再計算値では第一法則が成立しないという筆者の指摘を明確に否定することは困難であろう。とにかく微妙な水準である。つまり千本氏の推計データのみでは、子供労働優先仮説を否定するどころか、第一法則さえも否定することは難しいのである。

さらに重要な点は、厳密にいうと有業世帯率は有業率の代替指標とはなりえないという事実である。この点を説明するために、まず読者にとって馴染みのない有業世帯率という用語から説明する必要があるだろう。なぜなら有業世帯率とは、筆者が考案した造語であるからである（もちろんこの造語は、性別分業論文にも使用されていない）。いま、この用語の定義とその利用に関する留意点を記述した部分を拙著から忠実に抜き出せば、以下のようになる。「ここで有業世帯率とは、対象とする構成員が就業している世帯数を世帯総数で割った比率であり、他の家族の有業者数を正確に把握できないため有業率に代えて採用した概念である。この比率で構成員間の就業状態を比較することは難しいものの、構成員内の世帯主所得別の就業状態を比較することは可能である」⁷⁾。このように筆者は、拙著において明確に有業世帯率の可能性とその限界について記述していた。

特に後半の「構成員間の就業状態を比較することは難しい」という部分に注目して欲しい。この部分は、千本氏の批判の根拠となっている「有業世帯率によって妻と他の家族の就業状態を比較できる」という前提が間違いであることを、当初より認識していたことの証拠にほかならない。さらに追加して説明すれば、妻の場合には 1 世帯で 1 人であるから有業世帯率＝有業率となるが、人数の確定できない子供ではこの関係が成立しないことを意味している。これらの事実は、妻と子供の有業世帯率しか示されていない表 5-1 をいかに利用しようと

も、決して労働市場への参入度に関する子供労働優先仮説を検証できないことを示している。それにもかかわらず千本氏が筆者の主張が成立しないと言い張ることは、たんに拙著の内容を十分に理解せずに批判をおこなっていることを示しているにすぎない。

次に、女性世帯主の件に話を移そう。千本氏が批判するまでもなく筆者は、内務省社会局編『大正拾年細民調査統計表』(以下、『第3回細民調査』と略す)の統計表から同階層には女性世帯主ではなく、第一法則の前提条件を満たさない「片親世帯」等を含んでいる可能性があることを、すでに把握していた。いま統計表から関連データを比較的入手しやすい片親世帯に限ってみよう。まず同書の第21表では、世帯主数497人、配偶者数455人という数字が入手できるから⁽⁸⁾、その差42人が配偶者のいない世帯主(つまり片親世帯)であったことがわかる。また同調査の第9表をみると、死別者数は68人(男女・年齢計)、離別者数は同5人いたことが確認できる⁽⁹⁾。これらの婚姻経験者には単身世帯も含まれていたであろうが、かなりの割合が片親世帯であったと推測される。

それゆえ筆者は、表5-1に関する記述の最後で、妻の有業世帯率に変更される可能性を想定し、「もっとも、世帯主所得が30円未満の世帯には、妻がおらず夫婦形態をとっていない世帯や、なんらかの理由により世帯主の勤労所得が非世帯主の勤労所得より極端に少ない世帯が多く含まれていた可能性がある。それゆえ世帯主所得が30円未満の世帯では、一部にはダグラス=有沢法則の前提条件が満たされない世帯が含まれており、上記の推測は暫定的なものにすぎない」⁽¹⁰⁾(傍点は今回追加)と明記した。筆者は千本氏の批判を受けるまでもなく、30円未満層の解釈には慎重であるべきという立場を明確にしていた。とはいえ表5-1から得られた事実は事実としてとりあえず記述していたことに対して、千本氏がその部分のみを捕らえて批判しているにすぎない。別の表現でいえば、筆者があえて認識している事実について批判されても、反論の意欲が失せるだけである。

実は2006年10月の学会書評部会の会場でも、筆者は千本氏に上記と同じデータを示して同じ趣旨の反論をおこなっていた。それにもかかわらず同氏は、その後の書評中でも依然としてその主張を変えておられない。すなわちリプライを作成するにあたって、編集委員会より提供された同氏の書評原稿においても、昨年と同様の理由のまま表5-1にもとづいて、子供労働優先仮説は成立しないと主張している。そもそも筆者自身が、片親世帯等の存在を前提として、世帯主所得30円未満層の解釈に留意していることを明記しているにもかかわらず、これを無視した批判を取り下げないという行動は、いかなる意味があるのだろうか。その自信を裏付ける理由は不明である。いずれにしても千本氏が、拙著の記述のうち極めて微細な部分のみを取り上げることによって、その前後の内容と切り離れた形で批判の対象に仕立てている事実のみを指摘しておきたい。

そろそろ話を、同仮説が所得階層ごとに成立する理由に戻すことにしよう。これを説明す

るためには、世帯員別・年齢別の就業確率を適切に反映した表5-2（拙著305頁）、表5-4（同307頁）の有業率において、15歳以上計でみた場合、親子関係に相当する年齢階層同士でみた場合とも、妻<子供という関係を確認すればよい（表5-5を用いない理由は、第二の批判部分を参照）。このような考え方の背景には、（あえて書く必要はないかもしれないが、念のために書いておくと）就業確率（＝有業率）が高いほど、世帯内において労働市場への参入の優先度が高いという考えがある。ただし厳密にいうと、15歳以上計で比較すると、親子関係に相当する年齢階層同士でみる場合よりも、正確性に欠ける可能性があるといった批判が出るかもしれない。しかし親子関係に相当する年齢階層同士を比べるときにも、それらのデータは同一世帯ではないから、この批判を完全に解決できるわけではない。このためこれら2つの関係のうちいずれかが成立していれば、仮説が成立すると考えても差し支えなからう。

まず表5-2における1921年の細民世帯では、有業率が15歳以上計では妻（片親世帯を除いた有配偶の女性に限定、以下同じ）<他の女性<世帯主以外の男性、また40～49歳の妻<15～19歳の他の女性<15～19歳の世帯主以外の男性となる。表5-4では、職工世帯において妻<子供、40～49歳の妻<15～19歳の子供となっており、細民・職工世帯とも仮説は成立している。しかし同じ表5-4の俸給世帯では、妻>子供となり、仮説は成立していない。ただしこの場合にも、妻と子供の有業率の差は0.5%未満にすぎないほか、その一方では40～49歳の妻<15～19歳の子供が達成されている。さらに20歳以上計で比較しても、明らかに妻<子供が成立しているため、やはり仮説は適用できるとみなして差し支えなからう。各階層とも有業率データを素直に比較すれば、仮説が成立していることを確認できるのである。

もっとも3つの階層で等しく仮説が成立するといっても、若干、そのニュアンスは異なることに留意すべきである。すなわち俸給世帯では、妻と子供の有業率の差は他の階層と比較すると、わずかであった。この背景には、同階層では子供を中学校等の高等教育機関に進学させる傾向が強かった。また「子供はできるだけ就業よりも就学を優先させるべきである」といった、階層特有の考えが強くあったことが影響していたと思われる。これに対して細民・職工世帯では、このような考えが弱かったほか、反対に早めに社会に出して手に職を付けることが重視されただろう。しかも表5-7（拙著310頁）で指摘したとおり、細民世帯では子供のほうが妻よりも近代産業に参入しやすかった事実に注目しなければならない。これらの事情が、子供が妻よりも優先的に労働市場に参入する理由となっているほか、妻と子供の有業率の明確な差を発生させていた。ちなみにこのような子供の市場参入あるいは高所得を獲得できるか否かが、結果的に同世帯が低所得階層からより高所得の階層へと退出できるかどうかを左右していた点は、図6-10（拙著412頁）に関する説明部分で記述されている。このように子供労働優先仮説が成立する要因についても、拙著の第5・6章を熟読してほし

い。

なお表5-2に関して、1点だけ注意点を述べておこう。それは、『第3回細民調査』では就業(有業・無業)関連データと「勤労収入」関連データの内容がかならずしも一致していない場合があることである。これを象徴する事例として、千本氏は「配布資料」の4頁で「『第3回細民調査』の第11表では無業の妻の欄に月収額が記載されている」(カッコ内は筆者)と指摘し、データの信頼性に疑問を投げかけている。無業であれば月収は無いはずだから、第11表は論理的な矛盾を示している。このような集計表が作成された理由には、少なくとも調査票「細民戸別調査票」の職業欄で無業としつつ、収入欄に金額を記入したためと推測される。いわば就業関連データと収入関連データが同一のデータから集計されているわけではないため、辻褃の合わない動きがおこる(つまり整合性がとれていない)ことである。

この関連で注目したい点は、性別分業論文で「妻の有業率は、大正10年には四十四パーセントにまでさがった」⁽¹¹⁾と記述している事実である。この数字は、明らかに『第3回細民調査』の就業(有業・無業)関連データから入手したものである(拙著の表5-2をみれば、同様の数値が掲載されていることが確認できる)。つまり性別分業論文でも、拙著と同様の発想(あるいは間違い)をしていることになるから、少なくとも千本氏がこの事実に気が付いたのは、1990年以降であるといえよう。併せて、筆者を批判することによって、同氏自身も性別分業論文の過ちを認めている点を明記しておきたい。

さらに、個票データで「配偶者収入」に金額が記載されている人数は178人であるが、第11表で有業の妻は201人に上っている。有業であるにもかかわらず、無収入の者がいることも矛盾である。この事例が発生した背景として、おそらく調査票『細民戸別調査票』の職業欄で職業名を記入していても、収入欄になんらかの理由で金額を記入しなかった者がいたためと推測される。例えば、妻が家業に就いており、いわば家族労働者であったため無収入であった可能性が考えられる⁽¹²⁾。あるいは記帳者が、調査票の職業欄にあくまで定職又は家業としての職業を記入するべきと考えていたため、調査期間中に実際に就業していてもいなくてもどちらでも良かったといった解釈も成立する。

これらの記入方法はもちろん間違いであるから、先述のように「世帯員別・年齢別の就業確率を適切に反映した有業率」という表現は、意味としてはなんら不自然ではないが、表5-2では厳密には成立していないこととなる。残念ながらこれを我々が修正することは不可能であるため、分析目的にしたがって適宜、使用データを代えるしか方法はなかろう。このような方法は厳密性という点ではやや劣るが、やむをえない措置である。現に千本氏も、この点を「配布資料」では指摘していても書評では言及していなかったから、了解していたものと推測される。また細かな説明は省略するが、有業率の水準を比較するかぎり、極端に異常な動きは確認されておらず、総じて実態に近い動きとなっている。

いずれにしても子供（主に15歳以上）の就業行動は、筆者自身にとってきわめて衝撃的な事実であった。なぜなら従来の労働史研究では、性別役割分業仮説に代表されるように、子供労働には積極的な意義付けをおこなっていなかったからである。もちろん性別分業論文も同様の考えであった。その理由として、「低所得世帯の妻は、かならず非世帯主のなかで真先に働くはずである」「子供（特に幼児）は、妻にとって就業を抑制させる存在にすぎない」「子供（主に15歳以上）の就業と妻の就業との関係は、不明あるいは無関係である」といった通念があったからであろう。世帯内の就業戦略で重要な役割を演じたのは、夫と妻にすぎなかった。しかしこの仮説を提示したことによって、（児童労働ではなく、初等教育終了後の）子供労働の重要性を再認識させ、上記の通念を再検討すべき必要性を示したほか、拙著の第7章で詳細に検討する「低所得世帯内における世帯員別の就業戦略」という新たな研究テーマへ発展する道筋を明らかにした。

性別分業論文では、主に家計調査に掲載された不完全な世帯員別収入を使用して、夫妻のみの就業状況を推測していた。ここで不完全な世帯員別収入とは、例えば『俸給職工調査』における家族収入のように、非世帯主収入を一つに纏めた勤労収入項目があげられる。これらのデータを使って主に3つの指標を作成した上で⁽¹³⁾、性別役割分業の形成時期を確定した。これらのデータでは、初めから子供の就業分析を除外しなければならないため、たとえ夫妻に限定しても不正確な結論にならざるをえない。これに対して拙著の第5章では、これらの先行研究が全く注目していなかった家計調査の職業データより直接、世帯員別・年齢別の有業率を計算して、各員の就業状況を確定した⁽¹⁴⁾。このような斬新な方法を採用したことで、子供労働優先仮説を発見できたのである。

千本氏は書評でしばしば、表のデータが正確かどうかを確認するために、原史料のデータを使った煩雑な再現計算を実施されている⁽¹⁵⁾。このような地道な努力をされていたにもかかわらず、表5-2、表5-4の重要性に着目されなかったのは、筆者にとって実に意外なことであった。表5-1ばかりでなく、もう少し表5-2、表5-4のデータを注意深く見ていれば、データが訴えかけてくるすばらしい事実を発見することができたはずである。

さらに家計調査が、たんに世帯の収入・消費構造のみならず就業構造まで詳細に調査していたことは、筆者が発見した戦前期の家計調査に関する極めて重要な特長である。この情報を活用したことが従来の労働史研究と異なる最大の特徴であり、それが上記の仮説に結びついたのである⁽¹⁶⁾。それゆえ筆者は、我々の先輩がすばらしい統計を残してくれたことに感謝しなければならない、と常々考えている。このような統計を複数活用することによって、拙著の第6章では低所得労働市場に関する議論を展開することができた。この点に言及されていないことも、やはり筆者にとって意外なことであった。千本氏が以上2点に全く触れなかったことは、筆者として不思議でならない。

(2) 副業のみの妻の推計方法の厳密性

第二は、妻に関する本業・副業別比率に関する推計のうち、副業のみの比率の推計方法に対する批判である⁽¹⁷⁾。この推計をあえて実施した理由は、戦前の家計調査の大半が世帯員別に収集した複数の職業情報を本業・副業別に公表していたが、先行研究ではこれらの情報を全く分析していなかったからである。それゆえ、もし就業状態に関する詳しい情報が入手できるなら、表5-6(拙著309頁)左端のような就業分類(すなわち有業者を、本業・副業ある者、本業のみの者、副業のみの者の3種類に分類)別の人数を把握することによって、世帯員ごとに詳細な就業パターンが把握できることとなろう。これは従来の研究があくまで有業・無業の2分割(あるいは有業率)で就業分析をおこなっていたことと比べると、有業者の中身を知ることによって、かなり突っ込んだ分析が可能となることを意味する。このような理由から、是非とも推計したい数字である。

ただしこのような推計は資料の制約もあり、世帯員すべてについておこなえるものではない。多くの場合は、1世帯に1人という特殊性もあり、非世帯主のなかでは妻がもっともこの作業をおこなうのに適している。ちなみに性別分業論文では、本業・副業別というレベルの分析はおこなわれていないが、妻に関して次のような記述がなされている。すなわち『第3回細民調査』の情報をもとにして、「(細民世帯の妻では)有業者の半数近くが内職という形態をとっていたと考えられる」⁽¹⁸⁾(カッコ内は今回追加)。この記述はたしかに貴重な情報ではあるが、本業・副業という明確な概念で把握されていないため、その経済的な意義付けが不明確となっている。しかも算出根拠が明示されていないため、極めて不完全・不親切な書き方である。専門論文等でも、このような表現にときどき遭遇するが、筆者はこのような記述だけは避けようと、論文の作成にあたって丁寧な説明を常々心掛けてきた。

千本氏による批判が、拙著のなかで誠実に算出根拠を提示したがゆえに可能となったのであるから、むしろ拙著では同氏と同様に算出根拠を示さなければよかったのかもしれない。ともかくこのような作業で得られた、妻で副業のみの者の比率が、細民世帯39.0%>職工世帯31.2%>俸給世帯11.7%であるという推計結果は、先行研究ではまったく触れられなかった興味深い数字である。なぜならこの数字は、低所得層ほど一般的な労働市場から排除されていたことを示しているためである。このため書評のなかで評価の対象になるだろうと考えていたが、その予想に反して批判の対象となったことに驚いている。千本氏の批判は、拙著が収入水準の異なる階層の比較をおこなうことが目的であるにもかかわらず、収入水準の異なる複数の調査を無神経に利用するのは「明白な矛盾」であるというものである。

ただし千本氏の批判のうち、以下の記述は明らかに拙著の読み違いである。「この39%という推計の仕方に問題がある。推計するにあたって、細民調査、中等階級調査、俸給職工調査という3つの調査結果を利用しているが(以下省略)」⁽¹⁹⁾。ここで『細民調査』とは『第3回

細民調査』、『中等階級調査』とは東京府内務部編『東京市及近郊町村，中等階級生計費調査』、『俸給職工調査』とは協調会編『俸給生活者・職工生計調査報告』のことである（以下では上記のような略称を使用）。この文章によると，39%のデータは上記3つの調査データを使用して推計したとみなしているが，拙著を注意深く読めばこの作業では『第3回細民調査』と『俸給職工調査』の2つしか使用していない。それにもかかわらず3つの調査を使用したといった理由は，職工・俸給世帯における妻で副業のみの者の比率という別の推計作業にあたって，『俸給職工調査』と『中等階級調査』の2つを使用したため，この2つの推計作業で使用した調査を混同していることによる。とはいえ千本氏による主張の根本部分は，このような読み間違えでも変化していないため，以下の反論にあたっては上記の2つの作業を個別に扱っていきたい。

話の展開が円滑になるように，まず職工・俸給世帯における妻で副業のみの者の比率の推計作業に関する場合から論じていこう。この作業のために，『俸給職工調査』の職工・俸給世帯における妻の無業率を，『中等階級調査』のデータを利用して推計した。この点に関連して筆者は，『俸給職工調査』では妻が副業のみの場合は有業状態とみなさない可能性が高かったことを発見した。この事実は本項における議論のスタートとして，きわめて重要なことであるが，性別分業論文では検討されていないため，千本氏と筆者の主張が大きく相違する重要な論点となっている。この事実は別稿（「協調会編『俸給職工調査』における就業概念の特徴」）で詳細に論じるため，とりあえず以下ではその妻の副業の把握に関する問題を，数ヶ所の問合せ，報告書の記述等の点によって簡潔に示しておきたい（このほか関連するデータによっても，この問題を論じることができるが，この点は本節第6項を参照のこと）。

まず筆者は数ヶ所の問合せによって，同調査が協調会によって実施されたのではなく，実際は希望社という社会教育系の出版社が中心となって実施されたことが明らかとなった。しかもこの組織は，その設立目的から判断して家計調査を実施した経験はなかったため，本部（東京）の調査担当者が後述のような記帳者の意識的な記帳ミスを適切に処理していなかったと推測される。次に『俸給職工調査』のなかには，家族（正確には非世帯主）の収入に関して「職工のそれ（家庭）は年少又は婦人と雖も，何物か収入を得るの途あれば進んでこれに趨くに反し，俸給生活者の家庭に在つては対社会的体面を顧慮して，之を躊躇する傾あると（以下省略）」⁽²⁰⁾（カッコ内は今回追加）といった記述がある。このような記述から推察するに，家族，特に妻の就業は「対社会的体面」を考えてなかなか自主的に記帳していなかったため，妻の就業状況は過小評価となる可能性が高かったと思われる。

ここで注意すべきは，(a) 妻の就業はどの程度把握されていたのか，(b) 妻の収入はどの程度把握されていたのか，(c) 職工世帯と俸給世帯でこれらの把握の程度は異なるのか，の3点の疑問である。(a) の点は，恐らく専業主婦に対するあこがれが強かったことやスパー

スが狭小であったこと等から、職業欄では副業の記帳が抑制された場合があり、職業婦人等の本業を中心として把握されていたと推察される。また(b)の点では、収入項目へ副業収入の記帳が抑制された可能性があるが、この副業収入は夫の収入に合算されて把握されていたかもしれない。なぜならば、『俸給職工調査』では家計簿方式で収支が把握されたため、妻の副業収入が計上されないとその運用先である支出総額との関連で、赤字幅がその分だけ拡大する。このような実態と異なる数値は、記帳者自らが違和感を持ったにちがいないからだ。さらに(c)の点は、データで確認したかぎり職工世帯でも、俸給世帯と同様に記帳が抑制されていた可能性が高いことがわかった。

このような状況のなかで、『俸給職工調査』よりほぼ1年遅れて、東京府内の中流階層を対象とした『中等階級調査』が、東京府によって実施された。『中等階級調査』は、就業状態に関して本業・副業とも把握していた点で特筆すべき調査であった。換言すると、『中等階級調査』はほぼ実態どおりの就業情報を把握しているとみなすことができる。そして『中等階級調査』と『俸給職工調査』の1世帯当り世帯主収入(実質)を比較すると、俸給世帯・職工世帯ともほぼ『中等階級調査』が『俸給職工調査』の9割前後であったから、『俸給職工調査』の妻における実際の有業率は、最高でも『中等階級調査』程度とみなしても問題なかろう。つまり「最高でも」という表現の背景には、2つの調査客体における収入差を調整したという意味が込められている。それゆえ『俸給職工調査』の妻における無業率は、最低でも『中等階級調査』程度であったと言い換えることができる。

次は、細民世帯における妻で副業のみの者の比率の推計作業に関する場合である。この推計作業のために、筆者は細民世帯で本業のみの妻の割合を、『俸給職工調査』の職工世帯の妻のデータを利用して推計した。この具体的な手順として、まず表5-6で細民世帯の妻で本業・副業ある者の割合(0.9%)がわかっているため、本業を持つ妻(=本業・副業ある妻+本業のみの妻)の割合を入手すればよいが、残念ながら『第3回細民調査』中には該当する統計表が存在しない。それゆえ本業関連の情報を他の統計表から入手しなければならないが、その際に重要になるのは本業あるいは副業の定義である。『第3回細民調査』では、「「本業は何なりや」との問に対し最初に答へたる職業を本業とし其他の職業を副業と為すこと」⁽²¹⁾という定義が採用されている。しかしこの定義によると、実質的に副業のみの者も本業のみの者とみなされてしまうため⁽²²⁾、『俸給職工調査』と比較するためには新たな定義を創らなければならない。

そこで本業の定義を原点に戻って検討してみると、様々な定義が思い浮かぶが⁽²³⁾、そのうちでは「継続的(またはある程度まとまった期間)に就業している職業」といった定義がもっとも妥当である。このような継続性を重視した基準(以下、継続性基準という)に従うと、継続して就業している職業ほど重要性が高いと想定されるから、「最初に答える」可能性も高

くなるはずである。幸い同調査の統計表（第23表）には、配偶者に関する従業期間別の人数が掲載されている。そこで従業期間分類のうち最長の分類項目「5年以上」に該当する人数を継続性基準の観点から本業を持つ妻の人数とみなすと、25人であったため⁽²⁴⁾、配偶者総数（455人）の5.5%を占めている⁽²⁵⁾。このような関連情報から判断すると、妻で本業を持っていたものの割合は、表5-6における『俸給職工調査』の職工世帯（5.3%）並みであることがわかる。ただし所得水準が低くなるほど、おそらくこの割合も低下すると考えられるため、最高でも『俸給職工調査』の職工世帯並みであろうと推計水準を確定した。やはりここでも「最高でも」という表現は、2つの調査の収入差を調整したことを意味している。

このように本項の説明にあたって、一貫して「最低でも」「最高でも」という表現を使った意味をさらに述べておこう。この表現の意味するものは、各有業率が細民世帯では最低でも39.0%（換言すると常に39.0%以上）、職工世帯では最高でも31.2%（同、31.2%以下）、俸給世帯では最高でも11.7%（同、11.7%以下）であるため、細民世帯>職工世帯>俸給世帯という不等関係がつねに成立していることを示している。もちろんこれらは、数パーセントの推計誤差を想定した上での議論である。筆者は、拙著において限られたデータを最大限に活用しつつ、ここまで所得階層別の副業割合にこだわっているのである。

以上のようにいずれの推計にあたって、収入水準の異なる多様なデータを然るべき理由に従って使用していた。そしてこのような作業をおこなった直接的な動機は、「適切なデータが存在しない場合でも、論理的に筋の通るデータを代替的に利用して、必要な数字を推計すること」を、筆者が強く希望していたからにほかならない。この場合に、もしこのような作業が危険であるとして実施しなければ、その代償としてなんら新たな事実を得ることはできないだろう。もう少し踏み込んで主張するなら、このような危険を冒すことは、新たな事実を得るためにはある程度はやむをえないことである。それゆえ筆者のように、このような作業をおこなうことが研究者の資質として必要であるとするものからすると、千本氏がこの推計作業を「収入の異なるデータを利用した」という、表面的な事実を捉えて批判することを理解することができない。

いみじくも専門書というジャンルの出版物である以上は、収入の異なるデータを理由なく使用することなど常識的にみてもありえない話である。それゆえこのような状況で疑問に思うことがあるとすれば、「データ加工の考え方の説明が不足している」という点ではなかろうか。ただし拙著を読んでいただければわかるように、専門書としての記述の詳細さは他の内容とのバランスを考慮して決めるべきであろうから、この部分のみを現状以上に詳しく記述することが求められていたのかといえ、かならずしもそうとはいえないだろう。それにもかかわらず千本氏は、なぜかこの部分に必要以上に執心している。

(3) 幼児判定法の妥当性と考え方

第三は、『第3回細民調査』の個票データ(拙著では「世帯別データ」と命名)で、幼児の有無を決める方法(以下、幼児判定法という)が「粗雑である」という批判である。この幼児判定法は、表5-8(拙著313頁)で表示した細民世帯の妻に関する労働供給関数の計測に際して使用する、ダミー変数を作成するために必要となる。

筆者は、この判定法を次のように説明した。「(幼児のいる世帯とは,)育児教育費のうち学校費が記載されておらず、かつ子供小遣の記載されている世帯」⁽²⁶⁾(カッコ内は今回追加)。そしてその説明に続いて、『俸給職工調査』での幼児判定法(具体的な内容は省略)を『第3回細民調査』とほぼ同様の考え方を採用して提示したが、あえて千本氏は前半の『第3回細民調査』の場合のみを批判の対象としている。その理由は明快である。『第3回細民調査』のみが、筆者の判定法を検証できる材料が入手できるからである。このように批判材料があるなしで対応を代えてよいか疑問であるが、これは少なくとも千本氏の書評を書く姿勢を示した一例といえよう。

そもそも幼児の有無に注目する理由は、性別分業論文のように集計データのみで妻の就業行動を検討すると、幼児の影響が混在して正確に評価することができないためだ。このような幼児の有無と妻の就業との関連は、就業(厳密には労働供給)の実証分析ではオーソドックスなテーマであり、いまさら説明を要しないだろう。しかもここで注目している性別役割分業仮説は、ダグラス=有沢の法則と結びつく、きわめて興味深い研究対象として、経済史研究者を魅了しつづけてきた研究テーマである。それゆえ妻の就業を厳密に評価するには、幼児の有無に関する情報を含む個票データを用いた労働供給関数を計測して、幼児の存在が妻の就業に与える影響を除去する必要がある。

ただしここで大きな問題が出てくる。すなわち原資料には、幼児の有無に関する正確な個別情報が全く掲載されていないため、大胆な仮定のもとでこれを決めなければならない。換言すると、はじめから実態と100%一致する判定法を開発できるとは考えておらず、ある程度の誤差が発生することは想定済みであった。このようなリスクは、すでに第2項の副業のみの妻の比率に関する推計でも発生した事例と同一の性質を有している。このため千本氏が筆者の推計方法を直接批判した背景には、おそらくこのようなリスクを冒してまで幼児の有無を判定することに意義を見出さない、リスク回避型の研究者であるということを示唆しているのかもしれない。

ここで千本氏は、筆者の判定法が「粗雑である」理由として、きわめて興味深い検証作業を実施している。書評では、この検証方法が非常に簡便に記述されている(というより説明が大幅に省略されている)ため、読者はその該当部分を熟読してもおそらくまったく理解することはできないのではなかろうか。そこで以下では、千本氏がおこなった検証作業の概要

とそれを用いた評価方法を、筆者が理解している範囲で再度説明しておくことから始めたい。

この検証方法とは、まず『第3回細民調査』の個票データのなかから、「夫婦+子供1人の世帯」を抽出する作業をおこなう。具体的には、①世帯人員が3人（ただし男女いずれかは1人）、②収入項目で「世帯主収入」と「配偶者収入」の両方が計上されていること、③支出項目で「学校費」が計上されていないこと、という3つの条件を満たす世帯を抽出する。このうち②は共稼ぎ夫妻ということの意味するが、これは多分片親世帯を除外することにより子供がたしかに1人であることを確定するためであろう（なぜなら配偶者が就業していない場合には、片親+子供2人の可能性があるためである）。また③は、学校に通学している子供を除外するためである。そして①の3人世帯に限定した理由は、以下で示すように子供1人の年齢だけが推計が可能となるからである。いずれにしてもこの作業で選定された世帯数が、書評で指摘している49戸である。

次に世帯別の換算人員（いわゆる「ケト」）を用いて子供の年齢を推計する⁽²⁷⁾。ここで換算人員とは、もともと家族構成（すなわち人数や性別・年齢別構成）によって世帯の消費支出が異なるため、このような家族構成の差を調整して消費支出を比較できるように考案された消費単位であり、成人男性を1.0人とみなした比率として表記される。ちなみに表1は『第3回細民調査』で利用されている換算人員の一覧表であるが、成人男性を17～59歳の男性とみなしているため、その換算人員が1.0人となる。そして世帯別の換算人員から夫妻分の換算人員1.8人（＝17～59歳の男性1.0人+同年齢層の女性0.8人）を引いて子供の換算人員を求める。この子供の性別は、①よりすでに判明済みであるため、表1からこの性別の換算人員に見合った対象年齢を確定することができる。

以上の方法によって確定された子供のうち、男女とも7歳以下を幼児とみなすことによって、「実際に幼児のいる3人世帯」が決定する。このような幼児のいる世帯といない世帯の内訳について、書評ではまったく示されていないが、「配布資料」5頁の表では提示されている。そしてこの表で示されている「子供」の情報と、筆者の判別法で決定した幼児の有無に関する情報を個別に比較する。書評によると、この作業によって筆者の判定法では17戸が間違った判定になったと指摘する。17戸は、表左端の○（筆者は幼児なしだが、千本氏は幼児あり

表1 『第3回細民調査』で採用された性別・年齢階層別の換算人員（単位：人）

	0～1 歳	2～4 歳	5～7 歳	8～10 歳	11～12 歳	13～14 歳	15～16 歳	17～59 歳	60～65 歳	66～70 歳	71歳以上
男 性	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	0.9	0.7	0.5
女 性	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5

(注) 原史料では、上記の10倍の数値となっていたが、使用上の利便性を考慮して変更した。

(資料) 内務省社会局編『第3回細民調査』1922年、1頁の表より作成。

と判定)と△(筆者は幼児ありだが、千本氏では幼児なしと判定)のついた世帯である。つまり49戸中で17戸が間違っていた事実を理由として、筆者の判定法が「粗雑である」と結論付けている。

このようなデータにもとづく批判は、この分野を専門としない読者にとっては、きわめて説得的な方法のように思われよう。しかしこのように千本氏が自信を持って提示する「実際に幼児のいる世帯」の選定方法は、本当に正しいのであろうか。このために、まず「配布資料」の表で「子供」という項目をみて欲しい。この項目は、千本氏が自ら開発した方法によって確定した子供の性別・年齢別属性である。この項目をみると、年齢のみ記入されている場合と性別・年齢の両方とも記入されている場合の2種類あり、特に年齢のみ(つまり性別未記入)が29人、全体の59%にも達する。千本氏が筆者にデータの正確性を要求しているわりには、実に不完全な反論データであるが、性別がない場合でも「世帯人員」の項目をみれば即座に性別が判明される。このように不十分な表であるが、この点は目を瞑ることとしよう。それを認めたとしても、筆者はこの方法に以下のような2つの大きな問題点を含んでいると考えている。この問題を考える前提として、初めに『第3回細民調査』の調査対象世帯の選定基準に、世帯構成に関する基準(例えば片親世帯や世帯主が罹患している世帯を除外する等の基準)が無かったことを再度、明記しておこう⁽²⁸⁾。そのもとで以下の2つの問題点があげられる。

第一は、千本氏の判定法では夫妻の換算人員合計を1.8人と仮定していることである。しかし現実的には、あえて1.8人に固定する必然性は存在しない。すなわちこの方法では、高齢夫妻又は夫妻ではなく祖父母の事例(つまりいずれも60歳以上の事例)、夫または妻が離別・死別等によって再婚した高齢者の事例(つまり片方が60歳以上の事例)など、特殊な事例を排除することとなる。それゆえ明らかに以下のような問題が発生する(なお、以下では年齢の後の人数は換算人員を示す)。本稿末尾の「配布資料」5頁の表で、例えば統計番号170番の世帯は、千本氏によると両親と女兒0-1歳0.3人と認定している。しかし高齢の夫妻(夫66-70歳で0.7人、妻60-65歳で0.7人)とすると、女兒(養女?)13-14歳0.7人となる。この場合には、幼児ではなくなる。また193番の世帯は、千本氏の世帯構成では夫妻と女兒5-7歳0.5人と認定している。しかし再婚の夫60-65歳で0.9人、妻15-59歳で0.8人とすれば、女兒8-10歳0.6人となり幼児ではなくなる。以上のような事例は、多数発生するのである。

第二は、千本氏が両親以外の3人目の家族を初めから「子供」と仮定している点である。なぜなら、そもそもこれは「家族」であり「子供」とは明記されていない。すなわち祖父母に養育された孫の事例、「育児教育費」(これは「学校費」「子供小遣い」「その他」より構成されている)が計上されない祖父母の事例等が考えられるからだ。これを証明するため、以

下では夫妻の換算人員を1.8人と仮定して議論をおこなう。ただしこの仮定は、あくまで議論をシンプルにするために導入するものであり、1.8人としなくても同様の問題点は発生する。決して上記の第一の問題点を肯定するものではない点に留意されたい。

例えば370番（下から5行目）の世帯では、同氏自身が子供の項目に「女性60-65歳」と記述しているが、これは「女兒13-14歳」と記入するところを間違えた可能性が強い。このような錯誤をおこした理由は、表1のように女性60-65歳と女兒13-14歳のいずれも換算人員が0.7人と同水準であるからだ。とにかく千本氏の真意がどちらであったとしても、女兒（娘）13-14歳と解釈することも可能である。この事例は、たとえ換算人員を利用しても世帯構成を正確に確定できないことを証明した、象徴的な事例である。同様に108番では、女兒（娘）13-14歳ではなく女性（つまり親かその他親族）60-65歳との解釈も可能だ。また329番の場合は、女兒15歳以上と記述しているが、これは15-16歳、17-59歳の両年齢階層で換算人員が0.8人であることから判断したと思われる。しかしこの場合は、子供ではなく、夫か妻の兄弟とみなすことも可能なはずである。同様の事例は、223番、242番でも成立する。

以上のように、たとえ換算人員を利用して3人世帯に限ったとしても、『第3回細民調査』の個票データでは一義的に世帯構成を確定できない場合がいくらかでも出てくるのだ。その場合にも、千本氏は自分の都合の良いように世帯構成を確定していた。このようにデータを自分に有利に解釈して著者を批判することは、書評者としておこなってはならないことであろう。筆者は本稿でそれを否定するような事例を例示したが、字数の制限されたりプライでは「いくつかの問題点がある」と書き、あえて詳述しなかった。もちろんこのような事例はかならずしも多くはないと推測されるが、数の多寡を問題としているのではない。表5-1で妻の有業世帯率中に片親世帯が混入していたように、『第3回細民調査』では我々がイメージする世帯類型（核家族や三世代家族等）以外の類型も含まれている、という事実を認識することである。このことは、一番目の批判をおこなった千本氏自身がよくご存知のはずである。それゆえ筆者が書評を書く立場であったなら、判断の分かれるデータを使用した検証方法は決して導入しない。

ただし以下では、あえて千本氏の世帯構成に関する推計結果が正しいと仮定した上で、筆者の判定結果を検討していく。これをおこなう理由は、両者の判定結果を比較することによって、千本氏の検証方法に関する考え方の特徴をさらに詳しく把握することができるからである。ここで「配布資料」5頁の表を再度みると、千本氏と筆者の判定結果を組合せることによって4つのパターンが成立することがわかる。すなわち千本氏の主張の根拠となる49戸の個票データを使用して、同氏と筆者の判定法による幼児の有無を個別に再集計すると⁽²⁹⁾、表2を作成することができる。

表2 千本氏と谷沢の各幼児判定法による的中率の概要
(単位:戸,%)

		千本氏の幼児判定法		合 計
		幼児ありの世帯	幼児なしの世帯	
谷沢の 幼児 判定法	幼児あり の世帯	89.7 26 65.0	14 35.0	40 100.0
	幼児なし の世帯	10.3 3	6	9
合 計		100.0 29	20	49

- (注) 1. 対象となる49世帯とは、共稼ぎ夫妻と子供1人の世帯である。
 2. 千本氏と谷沢の各幼児判定法については、本文を参照。
 3. 左上, 右下の小数字は、合計を100とした構成比(つまり的中率)を示す。

(資料) 千本暁子「配布資料」5頁の表より谷沢が作成。

ここで幼児のいる世帯は千本氏では29戸だが、そのうち筆者の判定法では26戸が一致した。そこでこのような一致の程度を的中率という指標名で呼んでおく。ちなみに書評中にはこのような名称は出ていないが、「このように49世帯中17世帯について明らかに間違った判定がなされるような(以下省略)」⁽³⁰⁾といった記述から推測して、千本氏も同様の概念を無意識に使用していたと考えることができよう。いずれにしてもこの場合の的中率は90%(=26÷29)に達した。また筆者の判定した幼児世帯数40戸に限っても、そのうち千本氏による幼児のいる世帯数は26戸であり、65%(=26÷40)の的中率を確保できた。もし千本氏の幼児判定が正しいと仮定するなら、筆者の方法の精度が計量分析として十分な水準にあることが、図らずも同氏の示した資料で証明されたことになる。なお表2は、あくまで千本氏のデータのみを利用して作成した表にすぎないことを強調しておきたい。すなわちこの表は、千本流の判定法の適否を判断する作業上で不可欠のものであるが、○や△といった記号によって類似の作業をおこなっていたにもかかわらず、いかなる理由からか同氏は作成していない。この表を作成しない理由として、少なくとも自らの批判に悪い影響を与えるためであると勘ぐられてもしかたなかろう。

とにかく筆者のような反批判がおこらないためにも、千本氏は書評のなかで、①的中率(あるいは判定法の妥当性を検証する方法)としていかなる指標をとるべきか、②的中率がどの程度のレベルなら満足いく結果とみなすか、を事前に提示しておくべきであった。①については、あらためて説明する必要はなかろうが、採用した的中率の理由が明示されていない。そして表2から明らかなように、採用する定義によつて的中率の水準は大きく変わってしまう。もし、どうしてもご自身の主張が正しいというのなら、筆者が指摘した的中率90%ではいけない理由を積極的に明示する必要があると、言い換えることができよう。②は、既述の

ように筆者は65%（つまり3人のうち2人）程度なら「まずまずの信頼性を確保できた」と評価したが、この点に関する千本氏の考えを知ることはできない。まさか100%一致していないと、その判定法は意味がないとは考えていないだろうが、具体的な判断レベルを示すことが評者としての義務であったのではなかろうか。これら2点は、書評を作成するうえで省略できない基準であったが、残念ながらこれに関する記述は見当たらない。

さらに千本氏の検証方法で注意しなければならないこととして、換算人員を利用しているため、2人以上の子供のいる世帯には適用できない点あげられる（厳密にいうと、片稼ぎの夫妻と子供1人の3人世帯も不適用であるが、この事例は煩雑になるため除外して考える）。つまり2人以上の子供のいる世帯がどの程度の的中率となるか不問のまま、子供1人の世帯という限定された範囲の検証結果で、筆者の判定法の是非を決めているのである。これは検証方法としてみると不完全なことではないだろうか。このため最も納得のいく方法は、なんらかの条件のもとで無作為に抽出した世帯に関して、筆者の判定法で得られた世帯ともっとも正しい判定法で決定された世帯とを比較することであろう。いずれにしても専門書を批判する以上は、千本氏の採用した以上に正確な標本集団の抽出法と幼児判定法を、それぞれ開発することが必要となるはずである。

以上の状況のなかで一つだけ確実な点は、千本氏がかかる状況下で各人が納得できる代替方法を提示せず、不一致の事例のみで批判したことである。これは、筆者の判定法が唯一の方法であることを同氏も暗に認めたと考えることができよう。なぜなら千本氏の眼力によって、もし筆者より優れた判定法を見つけていれば、このような面倒な検証方法を実施していなかったはずだからだ。さらに筆者の判定法が唯一のものであるとしても、それを利用した労働供給関数の計測結果については、いかに考えているのであろうか。すなわち筆者の結論は、「細民世帯の妻にとって幼児の有無は就業を決定するに際して大きな要因とはならない」であったが、書評のなかではこれに対する明確な評価は述べられていない。

とはいえこの結論に対する千本氏の主張として、2通りが考えられる。一つは「結論自体には賛成であるが、それを導く過程で使用した幼児判定法が問題である」、もう一つは「結論に反対であるほか、幼児判定法で採用した考え方にも問題がある」という主張である。既述のように書評では、なんらこの主張を表明していないが、「配布資料」の6頁にある第11表「妻の児女の有無別年齢階級別有業率（1911）」（なお1911は1921の誤り）及びその下に書かれた文章「**疑問5**：30歳までの児女のある妻は無業率が高いのではないか？」から判断すると、千本氏は同表を示したことによって筆者の結論を論破したと考えているように思われる。つまり上記の2通りの考え方のうち、同氏は後者のように主張していると推察される。

しかしこの表では、世帯主の収入が妻の有業率を抑制する効果を除去できないため、筆者の結論を完全に否定したことにならないのは明らかである。それゆえ千本氏は、『第3回細民

調査』の別の統計表から然るべき表を作成して、筆者の結論を批判しなければならない。それをおこなわずに、「不完全な判定法による外れ値の提示」のみで筆者を批判することは、瑣末な批判との印象を強くさせて、千本氏の書評の価値を低めよう。なお筆者は、当然ながら上記の結論は正しいと考えているが、これに関連して表5-8で労働供給関数の幼児ダミーが統計的な有位性が低いことと、表5-2, 表5-4より子供労働優先仮説が成立することとは、互いに密接に結びついた現象であることを指摘しておきたい。なぜなら妻が働かない理由は、「幼児がいるから」ということを全く否定するつもりはないが、それよりも「子供が妻よりも優先的に労働市場に参入する傾向が強い」ことのほうが強く働いたと考えられるからである。

さらに上記のような結論の賛否にかかわらず、千本氏のように筆者の判定法が粗雑であるときみなした場合には、幼児の有無が妻の就業行動に与える影響をいかに分析するのか、という最初の問題に戻ってしまう。その場合に、まさか「分析をおこなわないことが最良の決断である」と考えるわけにもいかないだろう。この点も含めて再度、千本氏の考えを教示してほしいものである。以上のように、3番目の批判はきわめて多くの問題を提起しているが、とりあえずデータを使って批判しているがゆえに、書評の読者はおそらく千本氏が説得力のある批判をしたと感じたのではなかろうか。一見、科学的と思われる議論には、様々な論点が潜んでいたのである。

(4) 低中所得階層の曖昧な定義

第四は、「低中所得階層」の定義が曖昧であるという批判である。この議論のために千本氏は、大部の拙著のなかから部分的に階層の定義に関連した記述を抜き出して比較・検討しており、書評のなかでは唯一、第5章のみならず他の章にも影響する議論となっている。その結果として同氏は、記述相互の不一致を指摘しているが、それだけなら単なる文章表現の稚拙さのみに議論が収斂してしまう。このような瑣末な議論を千本氏が目指していたとは思われないため、以下ではまず定義自体に関する批判について検討し、それによってもカバーしきれない部分に限って文章表現に関する批判を検討する。これらの作業をおこなうことによって、同氏の批判内容を詳しく検証していくこととしたい。

まず定義自体に関する批判について。この種の批判は元来、情報の制約された所得分布等の歴史研究では常に付きまとう性格のものであり、厳密な定義を提示することは土台無理なことである。ただし拙著に関しては、戦前の社会階層に関する先行研究と同様の定義を採用しており、この批判は当てはまらないだろう。すなわち筆者は一貫して、低所得階層は『第3回細民調査』『被救護者調査』等、中所得階層は『俸給職工調査』『中等階級調査』等の、代表的な典型調査における各調査客体と位置付けている。ちなみに拙著の表6-1(363頁)

では、戦間期の東京圏で実施された主要な家計調査の調査客体を低中所得階層に分類しているのでは⁽³¹⁾、この表も併せて参照してほしい。ここでは所得階層の定義が文章ではなくして、個別史料によって明確に示されていることがわかるはずである。千本氏は書評の冒頭において、書評対象部分を家族の就業構造の分析に限定したと明言しているから、少なくともその限定した部分に関連した第5～7章を通読していたら思っていた。しかしこのような批判を提起した背景には、おそらくこの3つの章を通読していなかったのではなかろうか。

ここで性別分業論文が、いかに階層定義をおこなっているのか注目しなければならない。この点で次のような文章は興味深い。「中流階級や新中間層において一般にみられた「夫が一家の扶養者で、妻は被扶養者」という関係、および「通勤雇用者の夫と、専業主婦の妻からなる家族」という形態が工場労働者層や都市下層の一部にまで普及した」⁽³²⁾。この記述に象徴されるように、性別分業論文は所得階層（または社会階層）を明確に意識して書かれている。別の言い方をすれば、時間の流れを縦軸に、社会階層を横軸にとって、性別役割分業の形成過程を分析しているといえよう。それゆえ分析軸となる階層がいかに定義されているかに興味が持たれるが、残念ながらそれを見つけることはできない。その代わり、小見出しとして「新中間層—官吏・会社員」、「工場労働者」、「都市下層」、「細民・都市下層」、「官吏・会社員・教職員」といった馴染みのある集団名が上げられている。同種の分析をおこなった者として期待はずれであるが、考え様によっては階層定義を前面に押し出すことを止めて、難問を回避しているから巧みな書き方である。ただし自らが階層定義をおこなわないのに、他人の研究成果の書評ではそれを批判するという姿勢は、あまりいただけたものではない。むしろ筆者のほうが、正直に対応しているのではなかろうか。

さらに中所得階層に関連して、つぎのような独自の記述が目につく。「新中間層は、中小地主・商人・手工業者などの小生産手段を所有して自営する旧中間階級にかわって、生産手段は有しないが管理労働の末端をになう階層であり、中流階級から転落したものや、会社制度の普及にともなってあらたに生まれた「俸給生活者」によって構成されており、工場労働者層は都市下層から上昇分離して誕生した層である」⁽³³⁾。拙著もおおよそこのような階層分類観に準拠しているが、ここで「中流階級」「都市下層」等の曖昧な表現が目立っている。曖昧という意味は、たんに「中流階級」「都市下層」といった用語の定義、つまりこれらの集団を規定する具体的な所得水準が提示されていないという点のほかに、社会階級を連想させる「階級」と社会階層を連想させる「下層」という2種類の概念が、特段断りもなく混ざって使用されている点も意味している。さらにこれら2つの概念の定義を明確にすれば、「中流階級から転落したもの」、「都市下層から上昇分離して誕生した」といった、漠然とした表現の意味も異なってくるはずである。

いずれにしても筆者は、これらの用語の曖昧さを問題視するつもりはない。なぜなら拙著

では、格差の発生メカニズムを解明する目的で主に各階層・集団特有の世帯行動を定量的に抽出することに努めたため、典型調査の各調査客体を示唆する上記の考え方で、この作業に支障ないと判断したからである。つまり各社会集団には、その集団独自の行動様式や規範が備わっていたという前提にたっており、先行研究でも同様の前提で議論していたはずである。一般的に典型調査は、近代的な統計理論に裏打ちされた戦後の抽出調査と比べて、精度の低い調査方法であると認識されている。しかし現在の調査を利用した労働供給の実証分析でさえ、入手した個票データすべてを使用するわけではなく、研究者独自の基準によって計測データの選別をしばしば実施している。このようなデータ分析上の便宜的操作が日常におこなわれていることを考慮すると、戦前期の典型調査が特段、計測データとして見劣りするとみなす必要性も低いと考えるべきである⁽³⁴⁾。ちなみに筆者は、このような分析手法を「個人計量経済史学」と命名しており、それを拙著のサブタイトルで使用した。この点に関するこれ以上の説明は煩雑になるため、別稿(「個人計量経済史学研究序説」)を参照してほしい⁽³⁵⁾。

他方、文章表現についての批判として、千本氏は第7章の冒頭で「とりあえず低所得世帯を世帯主収入で一家全員の消費支出を到底賄えない貧困世帯と定義しておこう」⁽³⁶⁾と記述した部分をあげている。この部分に関しては、2点に留意しなければならない。第一は、千本氏が低所得世帯という用語を「低所得階層の世帯」と、単純に認識していることである。この点に関連して、千本氏が指摘した直前の部分で筆者は次のような極めて重要なことを記述している。正確に書き出しておこう。「低所得世帯では、世帯主のみならず配偶者(以下、妻と呼ぶ)や子供達などの非世帯主までも労働に従事して世帯所得を増やす工夫がおこなわれる傾向がある。もちろんこのような傾向を分析するにあたっては、「低所得世帯」をいかに定義するかという問題を先に解決する必要があるが、」この文章を読めばわかるように、筆者はたんなる低所得階層の世帯を想定して低所得世帯という用語を使用しているのではなく、特定の事例が適用される「低所得水準の世帯」を想定していたのである。

さらに、文章の終わりが「定義しておこう」で締めくくられているため、定義にちがいないという解釈に勢いを付けている。しかしこのような解釈は、単に文章表現に関する批判にすぎないとの印象を強めるように思われる。なぜならこの文章には、「とりあえず」「到底」といった修飾語が付いていることからわかるように、低所得世帯を厳密に規定していないのは明白である。むしろこの定義は、典型的な多就業世帯(つまり非世帯主の就業が発生している世帯)をいかに表現するか悩んだ末に考えついた、便宜的な表現にすぎない。敢えてこれを記述した理由は、読者に第7章の分析目的である「低所得世帯内における世帯員別の就業戦略」の重要性を認識してもらうためである。すなわち世帯主収入で一家全員の消費支出を到底賄えない場合には、世帯員各人がなんらかの方法によって就業しようとするはずである。このような状況では、各人の就業行動が世帯内で有機的に関連しあって複雑な仕組み

を形成しているから、各人の就業行動を慎重に分析する必要性が高まろう。それゆえこれは、このような家族経済のメカニズムを検討するための対象世帯を限定するためにおこなった定義である。

第二は、上記の文章が性別分業論文における性別役割分業の形成状況を計測する際の指標の説明と類似していることである。すなわち同氏は、同論文で性別役割分業が達成可能となる目安として、[夫の収入÷実支出]という指標(以下、性別分業指標と呼ぶ)を開発した⁽³⁷⁾。この指標を各家計調査のデータから計測して、1を超えた時期がほぼ性別役割分業が形成された時期とみなしているのである。それゆえ千本氏が、このような表現に特に敏感に反応したのは無理からぬことであった。そして「配布資料」6頁の最下部では、『第3回細民調査』、『俸給職工調査』、『中等階級調査』の3調査における性別分業指標を計算して、いずれの調査でも1を下回っていることを示した上で、著者の「低所得世帯」定義がこれらの3調査とも適用できることになると結論付けている。

このようなデータで示した議論は、たしかに説得力があるように思われるが、実はこの批判には方法論上で大きな問題が潜んでいる。詳細は省くがここでは、①複数の調査を比較可能とするために支出データを実支出に調整しなければならないが、それが実施されていないこと、②性別分業指標を計算するにあたって、各調査の平均値を代入していること、の2点を挙げておこう。①の点は、調整前後でかなり大きな数字の変更が発生するため、是非とも実施しなければならない作業であるが、千本氏はこれをおこなっていない。この点は、別稿（「協調会編『俸給職工調査』における就業概念の特徴」の表3）で詳しく論じているので参照されたい。②は、個別世帯の経済状況を判定することを目的としているのに、平均値で指標を算出することは意味がないといえよう。言い換えると、個別世帯でみると調査対象世帯のなかに1を上回る世帯も多くあるはずであるから、平均値の数値は筆者の主張を批判する際の根拠にならない。

以上のようにこの部分は、第7章の分析目的を明確にするためだけに記述したにすぎず、その後の分析結果に決定的な影響を与えていないから、その表現を若干修正すれば千本氏の批判は解消するはずである。例えば、「とりあえず典型的な低所得水準の世帯として、ここでは世帯主収入で一家全員の消費支出を到底賄えない貧困世帯を想定してみよう」といった表現に修正すれば、満足されるのではなかろうか（この文章で、「低所得世帯」に代えて「低所得水準の世帯」という用語を使った点と「定義」という用語を削除した点に注目されたい！）。少しの気の緩みが文章表現を曖昧なものたさせていたのであるなら、著者として大いに反省すべきなのかもしれない。

(5) 表5-3, 表5-5の計算ミス

第五は、表5-3(拙著306頁)、表5-5(同308頁)の数字に計算ミスがあるという指摘である。これらの表はいずれも、『俸給職工調査』の就業関連データを加工したものであり、研究者としては筆者が初めて作成した表という点で、おそらく千本氏が注目したのであろう。それゆえ同氏は、原データから筆者と同一の計算方法によって筆者の表の計算ミスを明らかにした。そのご苦勞に敬意を表したいが、とはいってもこの計算ミスの程度をデータ(より正確にはセル)総数に占める計算ミスをしたセル数の割合でみると⁽³⁸⁾、表5-3は21.4%、表5-5は18.1%となり、両表とも2割前後に留まっている⁽³⁹⁾。またこれらの計算ミスを故意におこなったわけでないことは、書評のなかで千本氏が指摘した再現計算の内容から明らかである。

しかしそれ以上に重要な点は、著者としての立場からこれらの修正が拙著の内容にいかなる影響を与えるかを検証することであろう。この点に関して結論を初めに述べておくと、両表の数字がたとえ大きく修正されたとしても、筆者の主張にまったく影響を与えるものではない。なぜならば、『俸給職工調査』が、そもそも就業状態の実態を正確に反映したように作成されていないからである。この内容については、拙著の第5章第2節の2.1項において、『俸給職工調査』が本業ベース(つまり本業のみを有業とみなす方式)で作成されているため、有業率を他の調査と比較する場合には同調査は補足的に使用すべきであることを、あらかじめ指摘していた。ただしこのような特徴をもっている、この調査から得られる事実も無視できないため、主にデータから集計した表の特徴を記述していた。それが表5-3、表5-5に関する分析部分である。以下、個別にその修正の影響を検討しておく。

まず表5-3については、その間違い部分を修正すれば、拙著における「東京地方では(非世帯主の有業世帯率が)俸給世帯>職工世帯となり、第一法則が成立していない」⁽⁴⁰⁾(カッコ内は今回追加)という予想外の結果を撤回でき、筆者の主張を更に強固なものとする。すなわち拙著では、『俸給職工調査』よりも適切に就業状況を把握していた『中等階級調査』で第一法則が成立していた事実はすでに明記していたから⁽⁴¹⁾、千本氏によって計算ミスが指摘されたことは幸せなことであった。もちろん、この計算ミスが発見されたからといって、『俸給職工調査』のデータが分析上で信頼に足るものでない点は、先述のとおりである。

ただしこの表の関連で、千本氏は書評のなかで「(表5-3において)非世帯主の有業率は、全国平均でみると職工世帯は俸給世帯より高いが、東京地方については俸給世帯のほうが高くなっている。これは予想外の結果であったようで、「中等階級調査」という別の調査の報告書を分析し、東京でもやはり非世帯主の有業率は職工世帯が俸給世帯より高いのだとする」⁽⁴²⁾(カッコ内は今回追加)と指摘した。予想外であったのは認めるとしても、自説を補強する目的のために、あえて新たなデータを持ってきたつもりはない。なぜなら『俸給職工調査』

と『中等階級調査』では、就業状態の把握方法が異なる（すなわち前者は本業ベース、後者は本業・副業ベース）ことを認識しており、その点は第5章の初めに図5-1を示しながら明確に記述していたからだ（この2つの調査の特徴については、別稿「協調会編『俸給職工調査』における就業概念の特徴」を参照されたい）。つまり筆者は、このような概念の違うデータを当初より比較するつもりはなかったのである。この点は、千本氏の明らかな読み違いである。

次に表5-5については、（幸運なことに？）修正前後で拙著の記述部分に大きな修正は発生しない。ただし余談ながら、同表の情報は性別分業論文で取り上げられなかったため、千本氏がその情報をいかに判断したかに興味をそそられるが、残念なことに書評では全く言及されていない。書評とは本来、自らの主張と異質な説が唱えられたとき、それを否定することが最終目的ではない。もちろん自説の正当性を再度主張することは悪いことではないが、少なくとも自説以外に新たな主張が成立する可能性があるかないか、成立するならいかなる解釈が可能であるかまで検証すべきものであろう。このような書評のあるべき姿に照らして千本氏の批判をみると、たんなる自説の擁護のみに徹しており、反論対象の情報から得られる含意を検討するという柔軟な姿勢に欠けていたように思われる。あるいは、もしかしたらこの表自体がなんらかの問題を有していたのかもしれないが、この点は書評のなかでは一切触れられていない。千本氏の考えが明らかになっていない点は残念でならない。

最後に、一点だけ論じてこの項を終わりにしよう。それは、千本氏が書評末尾で締めくくった以下の記述である。「著者自らが責任を持って論文を検証し、公表することを望む」⁽⁴³⁾。これを字義どおり、「千本氏が批判した部分を検証することを目的とした論文を書き、それを公表せよ」と理解したとしよう。その際に、どの部分を検証しろと指摘しているのかは不明であるが、書評の内容から判断すると、おそらく表5-3、表5-5も含まれているはずである。しかしこのような批判は、驚くべきことである。なぜなら筆者が過去に読んだ多数の著作物のうちにも、（あえて不遜な言い方をするが）この程度の計算ミスはときどき見つかっており、極端な場合には（名前は伏せるが）「(日経賞を受賞した)著書において数式の展開等に誤記があるのは仕方がないこと」と主張した高名な経済研究者もおられた。筆者はそこまで割り切るつもりはないが、少なくともデータミスの重大性は筆者の主張の本筋にとってどれだけ決定的な影響を与えるか、という基準で判断すべきと考えている。この判断基準のみで場合、今回のミスはほとんど影響を与えないというのが筆者の結論である。

現在、拙著は第3刷を数えているが、筆者自身はこの計算ミスを第4刷で修正することで、筆者なりの責任が済むと考えている。もちろん「高い評価を得ている本書の問題点の指摘は、データを利用する研究の信頼を損ねないためにも必要」といった主張も理解できないことはないが、とはいってもここまで強硬な主張は評者としての見識を疑うものである。ちなみに

性別分業論文に掲載されている各種データについて、千本氏と同様に原史料のデータにもとづいて再計算をおこなってみると、一部の頁で少なからぬ計算ミスが発見された⁽⁴⁴⁾。しかもこの計算ミスには、千本氏の主張している性別役割分業の形成時期にも影響を与えかねない重大なミス(正確には概念修正に係わる集計ミス)を含んでいた。実はこの件は、データ分析をおこなっていた初期の段階でわかっていたが、今日に至るまであえて他言していなかった。同論文は1990年の発表以来、しばしば家族史・労働史関連の著作物に再録されてきた我が国を代表する論文(研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)上では共著書中の担当部分に分類)であるが⁽⁴⁵⁾、このような社会的に認知された著作物の計算ミスに対して、すくなくとも千本氏が現在に至るまで全く修正した形跡はない。千本氏は今後、しかるべき方法によって責任をとられるのであろうか。

(6) 「俸給世帯の働く妻は職業婦人」

第六は、筆者が「俸給世帯の働く妻18人は職業婦人」であると主張したのは間違いという批判である。この批評は多様な論点を含んでいるため、字数の制限されたりプライではかなり省略して書かざるを得なかった部分である。このため以下では、関連する事項についても補足しつつ説明していくこととしたい。

まず千本氏がこの件で指摘している内容を、以下に具体的に示しておこう。初めに同氏は、「(筆者が)表5-5から、(東京地方の)俸給世帯の妻の就業は家計補助的な目的ではなく、職業婦人であったと推測できると分析している」⁽⁴⁶⁾(カッコ内は筆者)と指摘している。そのような筆者の主張に対して、『俸給職工調査』より東京圏内に居住する全俸給世帯35戸の収入内訳を戸別にみると、家族収入の金額が記入されている18戸のうち8戸は家族収入が5円以下であるから、これら8戸の妻はどう考えても職業婦人とはいえない、と結論付けた(なお俸給世帯における世帯別の家族収入については、「配布資料」の7頁の下部に掲載された表を参照)。

このような論旨の展開に関して、3つの極めて重要な問題点を指摘しなければならない。第一の問題点は、千本氏が「有業率のベースとなる就業関連データと家族収入のベースとなる収入関連データを、整合性のあるものとしてリンクさせて使用することができる」、「働く妻全員が就業関連データ、収入関連データの双方で把握されている」との前提で議論していることである。しかし筆者が検討した結果によると、就業関連データは職業欄に記入された職業名を個人別に集計したものであるのに対して、収入関連データは収入項目に記入された収入額を世帯別に集計したものであるため、各個人が就業した場合に両方かならず記入するとは限らない。しかもこれら2種類のデータで把握されていない場合がある。特に副業のみおこなっていた妻の場合には、たとえ収入項目に収入額を記帳したとしても、職業名は記帳

しない可能性が高くなる（ただし筆者の分析によると、この場合でも収入額を記帳しない妻もいた）。それゆえ妻の有業率は、副業のみの妻で無業と処理されることによって、結果的に低く計測される危険性がある。

第二の問題点は、第一の問題が発生した背景として、千本氏が「俸給世帯では、家族収入のある18戸すべてで妻が就業している」と無条件に考えていたことである（ただし厳密に言うとき、同氏は「俸給世帯では、家族収入のある18戸すべてで妻のみが就業している」と考えている）。ここで断言しておくが、筆者は18戸すべての世帯で妻が就業していると主張した覚えはない。ちなみにこの議論に関連した部分を拙著から総て挙げておくと、次のとおりである。「このような妻の有業率（本業ベース）の高さは、妻が単なる家計補助的な目的ではなく、自らすすんで外勤形態の就業を選択していたことを推測させる。これは、当時の妻の就業先が小学校教員・女工・事務員・技芸教授などきわめて多彩であり、マスコミが外勤形態で就業している成人女性を「職業婦人」と名付けたことでも裏付けられる」⁽⁴⁷⁾。ちなみに「このような有業率（本業ベース）の高さ」とは、『俸給職工調査』において俸給世帯の妻の有業率が職工世帯のそれよりも高いことを指している。それゆえこの部分をいくら読んでも、18戸すべての世帯で妻が就業していると解釈することはできない。筆者の意図と全くかけ離れた議論がなされていることに、憤りを感じざるをえない。

それではなぜ千本氏はこのような解釈に至ったのだろうか。おそらくこのように考えた理由は、家族収入が発生する場合には妻が優先的に労働市場に参入していたと考えていたためではなかろうか。しかしこの考えは、筆者による子供労働優先仮説の可能性（本節の第1項を参照）から否定される。また家族収入とは、あくまで非世帯主収入のことであり、妻の収入であるとは定義されていない。そこで成立する可能性のある就業パターンは、妻のみの場合、妻と子供達の場合、子供達のみの場合の3種類である。これらの組合せから明らかなように、総ての世帯で妻が就業する可能性のみならず、妻に代わって子供のみが就業する可能性もあるのだ。千本氏のように初めから、家族収入＝妻の収入と決め付けることは、大きなミスを犯すことになる。

第三の問題点は、家族収入額の解釈についてである。つまり千本氏による批判の根拠となった18戸の家族収入とは、たんに1ヵ月平均の収入額にすぎない⁽⁴⁸⁾。それゆえ18戸のなかには、わずか1ヵ月分しか非世帯主が働いていない事例（つまり実際に得た収入の12分の1しか、家族収入として計上されない事例）も含まれていたかもしれない。現に俸給世帯では、1ヵ月平均の家族収入を100とした場合、12月が142.0と他の月よりも突出して高くなっているなど、12月のみ就業していた家族がいた可能性がある⁽⁴⁹⁾。その場合の1人1ヵ月当りの実収入（月収）は、家族収入額を12倍した金額となるなど、上記のような家族収入の平均値はほとんど職業情報としては意味のないものとなる。千本氏は、拙著を批判するにあたって

家族収入のこのような事情を考慮せずに、『俸給職工調査』に計上されている金額をそのまま用いて、職業婦人か否かを判定していた。このようなデータ解釈は、完全に間違っている。

以上3点より、千本氏による6番目の批判は、かなり偏った思い込みにもとづいているほか、そもそも拙著で主張していないことを批判するという、到底理解しがたいことをおこなっている。ただしこのように同氏の批判内容を門前払いするだけでは、批判の根拠となっている「家族収入に関する謎」を解明したことにはならない(なお以下の議論は、きわめて多様な論点を含んでいるため、別稿「協調会編『俸給職工調査』における就業概念の特徴」を必ず参照)。それゆえ我々は、18戸の家族収入の内訳を正確に把握する必要があるが、そのためには稼いだ人物ごとに就業月数とその1ヵ月当りの実収額(月収)の両方を推測しなければならない。その作業を経て、内職収入なのか、それとも職業婦人としての収入かを決めることができよう。残念ながら、個人別の情報が開示されていないためこれを実施できないが、これに関連した情報を入手することは可能である。例えば『俸給職工調査』の附録では、世帯員別に月別有業・無業者数(総人月数)が掲載されている。そこでは、妻の就業している総人月数が50人月分(具体的には、20~24歳13人月、25~29歳7人月、30~34歳30人月)しかなかった⁽⁵⁰⁾。千本氏の主張にしたがって、この50人月を18戸で割ると、妻が就業した月数が1人平均でわずかに2.8ヵ月働いていたにすぎない。もし職業婦人が1人(12人月)でもいれば、残りの妻の月数はさらに低下(1人当たり2.2ヵ月)しよう。

はたしてこの就業月数は何を意味しているのであろうか? 現実的に、俸給世帯の妻が1年間に2.8ヵ月だけ働いたとみなすことは難しいだろう。なぜなら職業婦人に代表される家庭外就業なら通常は継続して就業しているため、少なくとも半年以上の月数となっていなければならないし、反対に家計補助的な就業の場合にも相応の月数だけ就業していなければおかしいからである。それゆえ「1年間で2.8ヵ月のみ就業」という数字の前提が成立していないといえよう。その理由として、妻が副業の場合に(あるいは本業の場合でさえ)記帳を抑制していたことが推測される。本業のほうが、副業(内職)よりも金額が大きいほか周囲に就業していることが知られているため、本業が記入される確率は副業よりも高いはずである。つまり『俸給職工調査』の妻は、職業欄に職業名を記帳しない事例があったと想定されるが、どちらかというとも本業を持つ者が職業名を記載していた」という、第二の批判点に関連する状況が存在していたといえよう。

ただしこのように記帳を抑制していたことを主張したとしても、現にそれなりの家族収入が公表されているから、これらがいかなる世帯員の就業形態によって達成されたのかを確定しなければならない。そのヒントとして「配布資料」7頁で提示した俸給世帯の表に目を転じると、上位5戸の家族収入がその他の世帯より極端に多かった事実が注目される。これは、上位5戸の妻が然るべき本業を持っていた可能性があることを示唆している。なぜなら記帳

が実態どおりに通年（平均的には12ヵ月）就業していた事実を反映していたと仮定するなら、これら5戸の家族収入が当時の標準的な職業婦人の月収並みであったからである⁽⁵¹⁾。この点に関連して、千本氏も書評のなかで「妻の収入額をみると、75.82円、54.42円と高収入を得ているものもいるが、18世帯中8世帯では5円以下であり、とても職業婦人の収入とは思えない⁽⁵²⁾」と記述しており、（5円以下の分析は問題があるものの）上位の家族収入が職業婦人によって達成されたことを暗に認めていた。

ちなみに筆者がリプライにおいて、18戸のうち妻が働く世帯は4.6戸（＝俸給世帯総数35戸×表5-5の妻の有業率13.0%）であったという主張は、妻が継続して就業する場合を想定して計算されたものである。しかもその世帯数が世帯別の家族収入で突出した水準にある世帯数と一致していた事実は、妻が本業の場合のみ就業が把握されていた事実を裏付けている。それゆえ残りの13.4戸は子供等（あるいは副業のみの妻）であったと考えなければならない。とはいえ子供の就業、特に就学期間中の子供による小銭稼ぎ等は、社会通念上から「職業を持っていない」とみなされて職業名を記帳しなかった可能性がある点にも注意しなければならない。この場合には、就業関連データ上では無業扱いとなるため有業率にも現われない。表5-5において、俸給世帯の他の女性における有業率が0%となっていた理由は、このような事情によると考えることができる。

いずれにしても、俸給世帯では妻や子供達が職業名の記帳を抑制する事例があったのではないか、という疑念を提示しておく。筆者は、このような統計調査上の一種のバイアスを「記帳バイアス」、そんなバイアスを持ったデータによって作成された就業分類を「本業ベースの就業分類」と、それぞれ命名した。このような癖を持ったデータで作成された表5-5において、妻の有業率が俸給世帯>職工世帯となった理由として、当時の風俗言説を引き合いに出しつつ「職業婦人」という用語を提示したにすぎない（とはいっても当時の賃金水準から判断して、これらの妻は職業婦人であった可能性が高い）。そしてこの職業婦人という主張は、『俸給職工調査』の就業関連データを使用したかゆえに出てきた結論であり、（たとえ『俸給職工調査』の対象世帯であっても）実際に就業していた妻の全員が職業婦人であったと指摘しているわけではない点を再度、強調しておきたい。

3. 書評全体の総括

以上のように千本氏の書評は、個別にみると実に多くの点で通常解釈とは大きく異なっていた、独創的な考えに基づいて作成されている。本節では、前節の検討結果を踏まえて、多面的な要素で構成されている書評の全体像を描いておきたい（なお以下の文章における（第X批判）という記述は、第2節のX項に相当する箇所解説している批判を示している。詳しくは、そちらを参照されたい）。

第一として、書評の対象範囲を意識的に制限している点である。拙著のタイトル『近代日本の所得分布と家族経済』からイメージされる書評とは、やはり資産家層、中所得階層、低所得階層といった所得階層ごとの世帯行動を論評したものであり、このような書評が筆者のみならず読者からも期待されていたはずである。「家族の就業行動」は、たしかに千本氏の専門分野であり重要な関心事ではあろうが、拙著全体をカバーした批評の作成が書評者として最低限の責務であろう⁵³⁾。また編集委員の要求でもあったはずであるが、残念ながら拙著の書評としての形式を満たしていない。この原稿は、書評ではなく批判論文というべきであろう。ただし批判論文として読んだとしても、第5章内の世帯員別就業の議論に絞り、同じ章内にある消費行動の分析を論評しないことは、就業行動を家族経済全体の中で位置付けられない点で、きわめて平板な内容となっている。

第二は、自説の正当性を強調することを、書評作成の第一義としていること。もし千本氏が書評の冒頭で宣言したように、その対象を「家族の就業行動」としていたなら、第7章の個票データを使用した計量分析の結果等を積極的に検討した上で、第5～7章を総合的に論評したはずだが、この中核部分が書評で具体的に触れられていない。もちろん書評中に第5章以外の部分もわずかに引用されているが、それはあくまで第5章の批判を補強するために引用されているにすぎず、積極的に論評しようという姿勢は感じられない。極めて残念なことである。この背景には、千本氏が自ら表明した「家族の就業に関する分析結果」に興味を示したのではなく、自説の正当性を強調することのみを念頭に置いていたためであろう。

第三は、筆者の真意を曲げて解釈している部分が多いこと。すなわち筆者が表5-1のみから子供労働優先仮説を主張したり、筆者が片親世帯の存在を無視したりすること(第1批判)、筆者が収入水準の異なるデータを無条件に接合(第2批判)、筆者の低中所得階層の定義が曖昧(第4批判)、家族収入のある世帯ではいずれも妻が就業(第6批判)など、真意と大きくかけ離れた批判が多数見受けられる。このうち第4批判では、自らの論文中でも明確な定義を開陳していないほか、筆者が表の形で定義を具体的に例示しているにもかかわらず、それらをまったく無視して定義の批判をしている。また第6批判では、そもそも筆者が主張していない事項を作り上げている事実にも注目しなければならない。このような批判では、スタート時から議論がかみ合うはずがないほか、第三者にとってもこの書評からなんら有意義な情報は得られないだろう。

さらに第1批判については、2006年秋の大会の席上で明確に筆者の真意を述べ反論したにもかかわらず、まったくそれが反映されていない書評を作成していることは、我が目を疑う事実であった。ここで採用されているのは、極めてミクロの視点で部分的記述を取り上げてその言葉尻を批判するという、他の書評でも利用される常套的手法である。この手法は、確かに記述された部分を引き合いに出しているという点では、第三者に理解しやすい方法であ

るが、その反面では直前・直後に記述された批判対象部分に関する解釈の限界等を捨象するため、拙著の内容とは似て非なるものとなる。この手法を利用して書評の説得力を増しても、なんら意味をなさないだろう。いずれにしても書評の公平・公正が問われる事例である。

第四に、書評で取り上げられている項目が技術上・表現上のものにすぎないこと。つまり批判の対象は、データの処理や解釈、用語定義や推計方法の記述仕様などに偏っている。例えば、低中所得階層定義の記述（第4批判）、表の計算ミス（第5批判）などである。もちろんこれらの指摘は、拙著を改訂するにはきわめて貴重な情報であり、特に表5-3、表5-5におけるデータの間違ひは筆者としても非常にありがたい指摘である。それゆえこのような指摘は素直に認めるが、（この批判も含めて）いずれの批判も内容に深く関与するような性質のものではない。つまりこれらの批判によっても、筆者の論理を実質的に変更する必要性は生じないし、この批判を受けたからといって拙著の価値が大幅に低下するというものでもない。

この点に関連して、書評で取り上げるべき重要な事項が何かも明記しておく義務があろう。これについては、そもそも筆者が家計調査の報告書中に就業関連のデータが入っていることに注目したこと、そのデータにもとづく有業率は、主に本業・副業とも考慮した場合（いわゆる本業・副業ベースの有業率）と本業のみを考慮した場合（同、本業ベースの有業率）の2種類があることを発見したこと、さらに就業関連データが続柄別・年齢別に有業率を計算することが可能であり、それから子供労働が妻よりも優先していた事実を抽出できたことなどがあげられる。これらの情報について、千本氏はまったく論じていない。とはいえ続柄別・年齢別の有業率を示した表5-3、表5-5の計算ミスについては厳しく指摘しているから、同氏自身は続柄別・年齢別の有業率データそのものを評価していないわけではなさそうである。これを正当に評価しない理由は、性別分業論文の限界を自らが認めるわけにいなかったからではなからうか。

第五は、書評で利用されているデータがきわめて恣意的に解釈されていること。すなわち千本氏はしばしば、筆者と同じデータを使用して同じ計算（推計）方法を再度実施したり、筆者の推計値等を別の検証方法でチェックしたりするなど、極めて科学的に批判している。この手法は、単純な集計ミスの発見するには効果を発揮するが、複雑な現象の分析にあたって明確な目的や価値基準を設定せずに実施された場合には、実態と異なる「独創的な結論」を導く手法となろう。例えば、千本氏による的中率の利用法（第3批判）などはその典型例である。またデータの解釈を自分に都合の良いようにおこなうことも、断固として避けなければならない。この事例としては、換算人員を利用した世帯構成の推計法（第3批判）、『俸給職工調査』における家族収入額による職業婦人の適否判断・就業関連データと収入関連データの一体的解釈（第6批判）などがあげられる。筆者のデータ加工法を批判する千本氏自身

が、もっとデータを慎重に扱うべきであろう。

ただし千本氏は、このようなデータに関して独自の解釈や加工法を採用する鷹揚さが見られる反面、推計作業自体に対しては特有の慎重さ(リスク回避性向)を持ち合わせている点にも言及しなければならない。この点については、多様なデータを加工して副業のみの妻の比率を推計する方法(第2批判)、幼児の有無を推計する方法(第3批判)を、それぞれ批判することによって、その重要性を否定している点が代表例として提示できる。これらの場合には、むしろ研究者として大胆さ・積極さが求められるのではなかろうか。いずれにしても千本氏の頭のなかに、極めて大胆なデータ加工と極めて慎重なデータ加工の両面が同居している。

第六に、「拙著の誤り(と批判している)部分に対する責任の取り方」と称する議論について。すなわち千本氏は、書評の最後で以下のように主張している。「通常、刊行出版されたものは正しいという前提で利用される。したがって、高い評価を得ている本書の問題点の指摘は、データを利用する研究の信頼を損ねないためにも必要であり、あえて厳しい批判をした。著者自らが責任を持って論文を検証し、公表することを望む」⁽⁶⁴⁾。書評がこのような表現で締めくくられるのは異常なことである。しかし全体の5%程度しか対象としていない書評では、これらの表現が虚しく聞こえるのは明らかである。それにもかかわらず「責任を持って論文を検証し、公表する」とはいかなる理由に基づいて主張しているのか、筆者は知る由もない。いずれにしても第2節、第5項の最後で述べたように、文章や図表の不適切な部分に関しては、単に増し刷りの際に修正すればすむことである。また他の専門書でも、このような方法が一般的に採用されていることを、ここで確認しておこう。

なお論文の検証に関連して、1点だけ補足しておく。それは、第2節の第2項、第6項で部分的に言及したように、筆者と千本氏との間で『俸給職工調査』に関して異なるデータの解釈をおこなっている点である。言い換えると、同調査で扱われている就業概念および就業関連データの解釈について双方の間で大きな食い違いが発生しており、その解釈の違いが結果的に第2・第6批判に結びついている点である。この点を明確にするためには、どうしても『俸給職工調査』のデータを使った新たな検証作業と、それにもとづく論文の作成が必要になる。そのために、筆者は別稿「協調会編『俸給職工調査』における就業概念の特徴」を作成した。このような作業に限ってみると、千本氏の提言は適切であったと評価することができる(ただしこの別稿でも、千本氏の批判は誤っている点を付言しておきたい)。

千本氏に「社会科学の研究者に要求される基本的な事項において多くの問題があるといわざるをえず(以下省略)」といった厳しい批判をさせるほどの義憤に駆り立てた原因は何であろうか。上記の6点に及ぶ特徴から判断して、厳しい表現を使用する背後に、代表論文で展開した自説を批判されたことに対する怒りがあったことは明らかであろう。それゆえ総括の

最後として、書評としてみると極めて感情的な内容であった点を付記しておく。強硬な主張の背後には、激しい感情の発露があった。

4. 結びにかえて

書評とは、その対象となる著作物の価値を決める重要な情報を提供することにより、第三者の研究にとっての水先案内人の役割を性格付けられた原稿であるといえよう。そして読者は通常、書評で指摘された内容の良否にしたがって、著作物を読む（あるいは購入する）か否かの決断を下すはずである。また著者にとっては、書評内容が実態と一致していようがまいが、公表されると一人歩きしていくため、その評価を修正するのは容易なことではないことも付記しておこう。それゆえ書評を作成する際に求められるのは、公平・公正・慎重（そのほか丁寧も追加可）の視点であり、さらにその背後には感情を押さえた冷静な判断が必要となろう。

今回の千本氏による書評は、残念ながらこれらの点がかならずしも備わっていなかった。その代わりこの書評には、いたるところ「厳密な定義等に向けた論理・表現の検証」や「原データにもとづく推計値・論理の検証」と思わせるような批判が続いている。いわば書評という形式をとりつつ、実に多様なタイプの独自解釈が拙著のわずか十数頁の記述に対して提起されている。同僚の先生から、「厳しい書評は有名税である」と慰めの言葉をいただいたが、かならずしもこのような種類の批評とはいえないように思われる。なぜならそれらを詳細に検討すると、様々な問題点が浮き彫りになったからである。他の書評者と同様に、常識的な発想をしていれば、おそらく批判の対象となった6点はかなり異質な評価を受けていたはずである。とはいえ筆者にとって千本氏の書評は、研究上の新たな論点を提示された点より、書評とは何かをあらためて考えさせられる契機となった点で、意義深いものであった。

いままで筆者は、研究雑誌上で展開される原著者と書評者との論争を、第三者として興味深く傍観していたことが多々あった。しかし今回その当事者になって、あらためて大きな経験をしたことを実感している。読み方によっては、同じ研究成果が正反対の評価を受けるなど、書評作成にあたっての客観性を逸脱することがいかに容易であるかを、身をもって経験することができた。さらに拙著は、研究書の宿命であるページ数・時間数の制約から説明が不足していた部分が多々あったと思われるが、このような機会を与えてもらったことによって、それを補うことができたことに感謝しなければならない。ただし今後、もし十分な研究時間が得られたとしても、同様の研究書で過不足なく説明をおこなうことができるかどうか、自信が持てないことも事実である。研究書としての説明責任の範囲を超えた要求をおこなう、第二、第三の千本氏が現われる可能性があるからだ。

書評の背景には、拙著で批判の対象として取り上げた性別分業論文に対する、千本氏の絶

対的な自信があったように思われる。たしかに同氏の研究歴や研究業績から推察すると、その自信を推測することは容易である。また批判の視点も、同一分野の研究者でなければ発見できないような、極めて専門的な史料批判がなされた点で、敬服に値するものである。しかしそのことは、この書評がかならずしも適切であるということに結びつかないし、またそのベースにある性別分業論文の主張の正当性を保証するものでもない。それゆえ筆者は最後に、拙著で批判の対象とした性別分業論文に対する筆者自身の評価を、あらためておこなう義務を果たしておきたい。これが筆者に課せられた最後の役割といえよう。

同論文は、家計調査の不完全な世帯員別収入だけ使用して夫と妻の性別役割分業の形成過程を分析している。このような使用データの限界から、子供等の有業率の高さやその重要性を無視して、夫の収入増(ただしここでの収入増とは、実支出に対する比率として相対化された水準で計測される点に注意)こそ妻が専業主婦(すなわち無業)になる要因であると主張している。つまり同論文は妻の無業化に目が奪われて、家族ストラテジの観点から「家族経済内において子供が重要な位置付けにあった」⁽⁵⁵⁾ことを考慮していないなど、子供の有無などの世帯属性や世帯員別に分担されている経済的役割を無視した欠点がある。ただし子供の労働が重要であったことは、同論文で「明治中後期には、家族を形成するためには夫はもちろんのこと、妻も子供も働けるものは全員働くということが不可欠の要件であった工場労働者層においてさえ変化が生じた」⁽⁵⁶⁾(傍点は筆者)といった記述があるように、千本氏自らが当初は認識していたはずである。それにもかかわらずなぜか、子供労働に対する関心は途中で失ってしまった。このことこそ、子供労働優先仮説を発見することができなかった最大の原因であった。

同論文にこのような大きな問題点が存在しているという認識は、拙著の執筆以来まったく変化していない⁽⁵⁷⁾。この点では、書評の末尾で明記された「筆者(つまり千本氏)への批判については、「論評に値しない」と答えておこう」⁽⁵⁸⁾(カッコ内は筆者)という千本氏の強い口調とは、依然として大きな隔たりがある。より正確に言えば、別に筆者のデータを検証するまでもなく、すでに決着がついている事柄なのである。これを指摘してそろそろ擱筆することとしたい。

謝 辞

筆者は身辺多忙のなかで、このような形式によって検証論文を書くことにずいぶん躊躇したが、幾人かの先生方から様々なご意見・ご助言や関連する貴重な情報をお伺いしたことで、最終的に本稿を作成することに決めた。本稿をこれらの先生方に献呈するとともに、ご迷惑・ご心配をおかけしたことに対して、記して深くお詫びいたしたい。ただし本稿の性格上、失礼ながらこれら先生方の御名前の掲載を控えさせていただいた。また以上の事情を考慮して、

本稿の掲載を許可していただいた『商経論集』編集委員会にも感謝したい。もちろん過ちはすべて、筆者一人の責任に帰するものである。

註

- (1) 千本暎子「書評：谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済——高格差社会の個人計量経済史学——』」社会政策学会編『社会政策学会誌』第18号、2007年。なお事実関係を正確に述べると、リプライ原稿および本稿は千本氏による校正途中の書評原稿（旧稿）にもとづいて作成されている。さらに2007年7月末の現時点では、書評とリプライが掲載される予定の学会誌を入手していない（つまり出版社の法律文化社で編集作業中）。このため以後に登場する千本氏の書評の掲載ページは、法律文化社の浜上知子氏よりお聞きした、予定されている掲載ページ数に依っている。浜上氏のお話では、ページ数はほぼ確定したものであり、今後は大きく変更されることがないとしているが、完成した学会誌のページ数と一致しない可能性もあることを、あらかじめ指摘しておきたい。
- (2) 千本氏の所属学会については、阪南大学のホームページより2007年6月末現在で入手した。
- (3) リプライの詳細は、谷沢弘毅「千本暎子氏へのリプライ」『社会政策学会誌』第18号、2007年を参照。
- (4) 千本「書評」『社会政策学会誌』167頁。
- (5) 荻野美穂・田辺玲子ほか編『制度としての〈女〉——性・産・家族の比較社会史』平凡社、1990年の187～228頁。ここで同論文を千本氏の代表的論文とみなした理由は、①阪南大学のホームページの教員紹介欄で千本氏自身が同論文を主要業績として掲げていること、②同論文が1990年の発表後に歴史書、研究書へしばしば再録されていること（詳しくは本稿の註(45)を参照）、である。なお②の理由から、以下で引用する同論文の頁数は1990年の原著の頁数とした。
- (6) ただし6つの批判が書評全体にわたって記述されていたのではない。書評冒頭の1000字強は、拙著がいかに他の書評で賞賛されていたか、また筆者が家族の就業行動に関していかに革新的な把握をしていたかを記述するために費やされている。この部分は、その後続く批判及び最終部分での劇的な結末を効果的に演出するための導入部としての役割を担うことを目的として、詳細に記述されたにすぎない。小説や戯曲であったなら、たしかに効果的な演出といえるだろうが、いやしくも学術書の書評としてこのような書き方をするのはいかがなものであろうか。もちろん書評のなかでは、千本氏自身が賞賛した部分は1ヶ所もなかったことにも触れておこう。
- (7) 『近代日本の所得分布と家族経済』の304頁。
- (8) 『第3回細民調査』（本稿では、内務省編〈津田真澄解説〉『細民調査統計表（合冊）』慶應書房、1971年を使用）の42～43頁。
- (9) 『第3回細民調査』の16～17頁。
- (10) 『近代日本の所得分布と家族経済』の304頁。
- (11) 性別分業論文の220頁。
- (12) このような説明は、『近代日本の所得分布と家族経済』の305～306頁でおこなわれている。
- (13) 3つの指標とは、①〔夫の収入÷実支出〕または〔世帯主収入÷実支出〕（名称なし）、②〔（夫の収入＋妻の収入）÷実支出〕（名称なし）、③〔夫の収入÷世帯収入総額〕（＝夫の収入比率）または〔世帯主収入÷世帯収入総額〕（＝世帯主収入比率）である。このうち最も利用頻度の高い指標は①であった。
- (14) ただし千本氏の名誉のために事実を正確に述べておくと、性別分業論文の220頁では、以下のように妻に限って年齢別の有業率が1ヶ所だけ具体的に記述されている。「年齢別にみても、20歳台37パーセント、30歳台43パーセント、40歳台49パーセントであり、育児期にはとりわけ低い」。この数値は、『近代日本の所得分布と家族経済』の表5-2（305頁）に掲載されている妻の有業率と一致している。もちろんこの数値以外には、世帯員別・年齢別の有業率が出ていないため、上記の記述があるからといって筆者の主張が否定されることはない。
- (15) なお千本氏がこのような煩雑な再計算を実施した理由として、たんに拙著の内容に対して疑義を持った

- だけでなく、同氏が2006年度に国内研修(研修テーマ:「日本における明治・大正期の女性労働」)の機会に恵まれ、研究上の優遇措置が与えられていた点も重要であろう。これは、阪南大学のホームページより2007年6月末現在の情報として入手した。
- (16) 例えば、相原茂・鮫島龍行編『統計日本経済』筑摩書房、1971年の第3・4章(著者は鮫島龍行)では、戦前の家計調査に掲載されていた就業関連データの重要性はまったく指摘されていない。
- (17) 『近代日本の所得分布と家族経済』の309頁。
- (18) 性別分業論文の220頁。ここで千本氏は、内職という用語を使用しているが、『第3回細民調査』の統計表中では、副業という分類名はあっても内職という分類名は一切見られない。このため有業者数の半分が内職者であるという主張が、いかなるデータから導かれたのか不明である。おそらくこのような表記をした背景には、妻の副業=内職といった先入観念にもとづき、副業関連のデータを加工したためではなかろうか。副業と内職の関係は、これほど単純なものではない。事実、1920~30年代に東京市社会局によって実施された3回の『内職に関する調査』では、調査のたびに内職の定義が変更されていた。家計調査等における副業・内職の定義の変遷については、『近代日本の所得分布と家族経済』376~377頁を参照。
- (19) 千本「書評」『社会政策学会誌』の168頁。
- (20) 『俸給職工調査』15頁。
- (21) 内務省社会局編『細民生計状態調査』1926年の「細民戸別調査票記入心得」の4頁を参照。なおこの調査は、実質的に『第3回細民調査』の最終報告書であった。
- (22) 『第3回細民調査』における就業分類の問題点については、『近代日本の所得分布と家族経済』371~372頁を参照。
- (23) 本業の多様な定義については、谷沢「協調会編『俸給職工調査』」の第4節が詳しい。
- (24) 『第3回細民調査』の44頁。なお継続性基準にとって、5年という数字が特に意味を持つというわけではないが、第23表の分類で最長の期間が5年であったからにすぎない。しかし調査担当者がこのような分類区分を設定した背景には、当時は「5年間継続して就業していた職業は相応の職業である」とみなしていたはずである。
- (25) 配偶者総数の数字は、『第3回細民調査』42頁の第21表を参照。なお『第3回細民調査』48~49頁の第25表「妻ノ職業年齢別人員及一人平均従業期間一箇月平均労働日数月取額並月収比例児女数」によると、従業期間が5年以上の集団として次の12集団26人が確認できる。40歳代窯業従業者1人、60歳以上被服身廻品製造従業者1人、20歳代土木建築業従業者(土方・人夫等)2人、30歳代土木建築業従業者3人、40歳代物品販売業従業者8人、30歳代媒介周旋業者1人、30歳代運輸業従業者2人、40歳代運輸業従業者1人、30歳代按摩鍼灸業1人、50歳代按摩鍼灸業1人、40歳代写真三味線指南1人、50歳代日雇者・掃除人・散水夫・屑屋等4人。このうち定職とみなしづらい土木建築業従業者と日雇者等を除外すれば、20人、配偶者総数に占める割合4.4%となる。このような数字から判断しても、最高でも5.3%という水準は妥当な判断であろう。
- (26) 『近代日本の所得分布と家族経済』の352頁にある註(27)。
- (27) ケトについては、「個人計量経済史学研究序説—家族経済史研究への適用可能性」『札幌学院商経論集』第24巻第2号、2007年(予定)の第4節第4項が詳しい。ただしケトには様々な問題があるとして、協調会『俸給職工調査』ではケトが採用されなかった。ケトの問題点については、協調会編『俸給職工調査』の11~12頁を参照。
- (28) 調査対象世帯の選定基準については、『細民生計状態調査』の「細民戸別調査票記入心得」第一を参照。
- (29) この再集計作業は、「配布資料」5頁の表を使って実施した。
- (30) 千本「書評」『社会政策学会誌』の169頁。
- (31) 『近代日本の所得分布と家族経済』の363頁。
- (32) 性別分業論文の227頁。
- (33) 性別分業論文の192頁。
- (34) 戦前期の典型調査における調査客体の選定方法に関する特徴は、谷沢「個人計量経済史学研究序説」の第4節が詳しい。

- (35) 個人計量経済史学については、谷沢「個人計量経済史学研究序説」を参照。
- (36) 『近代日本の所得分布と家族経済』の445頁。
- (37) 性別分業論文の189頁。
- (38) この計算は、「配布資料」7・8頁の修正後データを利用して実施した。なお表5-5の再計算にあたって、千本氏はそもそも対象集団が存在しないセルと、対象集団は存在するが全く就業していない(有業率=0%)のセルを意識的に区別していないので、比較にあたっては注意されたい。
- (39) ちなみに修正後のデータは、表5-3は「配布資料」7頁の上部の表、表5-5は同8頁の下部の表を参照のこと、ただし一部の年齢層は表形式が異なっているので注意。
- (40) 『近代日本の所得分布と家族経済』の306頁。
- (41) 『近代日本の所得分布と家族経済』の307頁。
- (42) 千本「書評」『社会政策学会誌』の169頁。
- (43) 千本「書評」『社会政策学会誌』の170頁。
- (44) ここでは計算ミスを個別に公表することは控えるが、例えば『俸給職工調査』を論じた212~213頁の文章や表などで、計算ミスと思われる数字の誤記が散見される。これらのミスは、①単純な計算ミス、②対象集団（特に職工世帯）の不統一にともなう集計ミス、③収支概念（特に実収入・実支出）の不統一にともなう集計ミスなど、様々な要因によって発生している。このうち②や③の集計ミスは、論旨の説得力に直接的に影響するため、十分に注意しなければならない。
- (45) 性別分業論文は1990年の原著発表後に、大門正克・小野沢あかね編『民衆世界への問いかけ』（展望日本歴史第21巻）東京堂出版、2001年および永原和子編『家業と役割』（日本家族史論集第11巻）吉川弘文館、2003年に再録されている。そのほか専門論文を執筆する際に利用する参考文献も含めると、かなり引用されることの多い代表的な論文であろう。ただし大門ほか編は第3節〈大正から昭和初期〉以降のみ再録（つまり第1節〈明治中後期分〉と第2節〈明治末から大正初頭までの部分〉は未収録）、永原編は全文再録となっているが、いずれも原著のままであり、筆者の発見した計算ミスは修正されていない。
- (46) 千本「書評」『社会政策学会誌』の170頁。
- (47) 『近代日本の所得分布と家族経済』の308頁。
- (48) この推論は、各収入段階の区分を「年収を十二等分したる各世帯平均月収に依って」（『俸給職工調査』の13頁）決めたという記述にもとづいている。
- (49) この情報は、『俸給職工調査』の18頁の表「一ヶ月年平均一ヶ月収入百に付各月収入（平均）」より入手した。
- (50) 『俸給職工調査』附録5頁。
- (51) ちなみに東京市社会局が1922年11・12月に実施した『職業婦人に関する調査』によると、職業婦人の総収入（俸給と副収入合計の平均月収）は、教員72.81円、タイピスト42.09円、看護婦42.13円、交換手37.68円、店員33.76円、事務員33.69円となり、ほぼ上位5戸までの家族収入に一致している。東京市社会局編『職業婦人に関する調査』同市、1924年（本稿では、近現代資料刊行会編『日本近代都市社会調査資料集成1、東京市社会局調査報告書〔大正九年～昭和十四年〕』12、大正十三年(4)、1995年を利用）の116頁。
- (52) 千本「書評」『社会政策学会誌』の170頁。ただし厳密にいうと、第3~5位の家族収入額について千本氏は言及していないが、筆者が指摘した第三の問題点を考慮すると、この収入額でも職業婦人であったとみなして差し支えなからう。そして職業婦人という職業概念が、会社勤めの事務員から、女工、技芸の教授者までかなり広汎な職業を指していたため、その収入水準にも大きな開きがあったことを指摘しておこう。
- (53) 千本氏が拙著の内容を検討していた時期が、同氏の国内研修期間（1年間）に重なっていたことを考慮するならば、やはり書評作成者としてならぬかの責任があったのではなからうか。同氏の国内研修については、本稿の註(15)も参照のこと。
- (54) 千本「書評」『社会政策学会誌』の170頁。
- (55) 『近代日本の所得分布と家族経済』の525頁。

(56) 性別分業論文の227頁。そのほか「工場法制定をめぐって顕在化した女性労働者や児童労働者の健康問題」(202頁)といった表現からも、千本氏が子供労働に一時的には注目していたことがわかる。

(57) 誤解のないように正確に記述すると、筆者のこの指摘はあくまで世帯員別有業率と直接関係する代表的な問題点に限定されており、性別分業論文ではその他にも以下のような問題点があると考えている。①性別役割分業の定義が明示されていないこと、②「戦前期に世帯主収入が実支出を上回り、中産階級で性別役割分業が形成された」という主張を導いたデータの信憑性が疑わしいこと、③データが概念を統一せず集計されていること。④性別役割分業が進行した要因として、夫の収入以外の要因がまったく検討されていないこと、⑤論理の展開とデータの裏付けがうまくみ合っていないこと。③については本稿の註(44)を参照してもらうこととして、以下では③以外を簡単に説明する。

①は、論文の初めに性別役割分業の定義が示されておらず、そのかわり複数の関連説明が混在しているにすぎない。すなわち性別役割分業に関連して、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業成立の過程……(性別分業論文の188頁、以下同様)、「夫は外で稼ぎ、妻は家庭で家事・育児を担当する……」(188頁)、「内職にも従事しないで専業主婦化する傾向」(227頁)、「夫が一家の扶養者で、妻は被扶養者という関係……」(227頁)、「通勤雇用者の夫と、専業主婦の妻からなる家族」(227頁)などの記述がある。例えば、男の職場が家庭内外を問わない単なる「仕事」なのか、それとも外の「仕事」なのかといった点で内容が微妙に異なるように、定義によって分析に用いるデータや分析結果は変化してこよう。この理由は、夫の就業形態はいつでもよく、たんに妻が専業主婦化することに最大の関心があることによる。なお戦前期の家計調査には、職場が家庭内か外かを定める明確なデータは掲載されていないし、千本氏自身もこの点に固執していないことを付言しておく。

②は、中川清の指摘である。中川は、「その根拠とされている第二次内閣家計調査の調査対象そのものが「世帯主ノ勤勞所得ヲ主タル収入トスル世帯」とされており、調査対象の下方への偏りとともに、その数値の信憑性は疑わしい」と指摘している(中川清『日本都市の生活変動』勁草書房、2000年、82頁の注(10))。この指摘は、千本氏の主張に変更を迫るものであるため、きわめて注目すべきであろう。ちなみに中川自身は、上記の理由より主に支出面のデータを使って低所得階層の都市定着傾向を推測している。もっとも既述のとおり、同論文では調査によっては実支出概念がかならずしも採用されていないから、この点でも大きな問題を抱えている。

④の関連では、論文末尾で「全般的にみて夫の収入の範囲内の生活が可能となったことが、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業観を社会全体の規範とするに十分な役割をはたしたことは疑いない」(228頁)と断定している。しかしこの結論は、夫の収入以外(あるいはその背後)に想定される要因(例えば、労働市場や経済環境・産業構造の変化による子供労働等の変質、庶民金融機関の拡充、社会規範自体の変質等)をまったく検討せずに導いている。論文全体を通して、夫の収入以外の要因に関する分析が決定的に不足しているため、上記の要因を加味すれば結論のニュアンスも変わったかもしれない。

⑤は、④と密接に関連した問題点である。この事例として、明治末期の労働者家族において、妻が工場労働者となるのか、それとも内職をとるのかの選択問題があげられる。これに係わる要因として、夫の収入の大きさのほか「子供の家庭内の教育や家事負担などの個々の生活様式や労働環境など」(207頁)があると指摘しているものの、後者の子供の教育等はまったく分析されないまま、夫の収入が重要と結論付けている。また岡実による社会政策学会での報告は、この問題の関連では位置付けが不明確である。千本氏は、上記のとおり同論文で一貫して「夫の収入増大仮説」を主張しているが、せっかくの「工場労働と内職の間の選択」という問題設定にもかかわらず、それに関連したデータによる分析がおこなわれていない。同様の事例として、大正末に内職さえおこなわない専業主婦が発生してきたことがあげられる。ここでも内職をとらずに無業を選択した理由に向けた、説得力のある事例・データが提示されていない。

(58) 千本「書評」『社会政策学会誌』の170頁。

(やざわ ひろたけ 日本経済論専攻)

(2007年8月1日受理)

(参考) 千本氏が社会政策学会第 113 回大会書評部会で配布した資料（本文中では「配布資料」と略称）

社会政策学会
(113 回秋季大会)
2006/10/21
於 大分大学

書評 谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済』

千本 暁子

はじめに 一本書の評価・本書の課題一

1. 第 5 章を中心に描き出された東京の中低所得階層の家族の就業行動
 2. 検証
- おわりに

はじめに

<本書に対する評価の一例>

2005 年 5 月「第 11 回 社会政策学会学術賞」
同年 11 月 「第 48 回 日経・文化図書賞」
溝口敏行の書評『経済研究（一橋大学）』（57-3、2006）

「第 11 回 社会政策学会学術賞」（『社会政策学会ニューズレター』43 号、2005/07/22）
「谷沢の研究成果は衝撃的な内容となっている。（略）衝撃的と表現したのは、収集・分析の対象となっている各種の統計および個人情報がきわめて広範囲であり、また地域間の比較分析が示すように、これまでの定説に対して、説得的な反証が実に多くの点で行われているためである。」

「分析の方法論、実証データの収集と処理、実証をつうずる論争的な内容において卓越するものがあり、審査委員会としては、全員一致で学術賞にふさわしいものと判断した。」
「こうした問題を補って余りあるほど分析内容は充実し、提起されている論点は刺激的である。」（7 頁）

「第 48 回 日経・文化図書賞」（日経新聞 2005 年 11 月 3 日朝刊）

「個人計量経済史学という手法を導入して新境地を開いた大きな仕事である」
「個人や家族のミクロ的行動の詳細な数量分析を可能にする情報を含んだ様々な資料を収集・整備し、それらのミクロデータを用いて、高額所得層・低中所得層それぞれがどのように資産保全や就業・消費行動の決定を行っていたかを詳細に分析した」

溝口敏行書評『経済研究』57-3、2006 年。

「データ吟味や調整作業を通じてより客観性を増した結果となっている」
「緻密なデータ吟味を伴った研究」

<課題の設定>

戦前期日本の所得分布の不平等度 なぜ高い水準にあったのか
このような水準を構成していた各所得階層が、日常生活上でいかなる経済行動を取っていたために不平等化していったのか
制度面を考慮しつつ検討する
対象地域 都市圏・・・所得分布の不平等度 地方圏より高い
対象階層 高額所得者と中低所得者
集団内でおこなわれている経済行動の特質の把握
高水準にあった所得分布発生メカニズムを探る

1. 第5章を中心に描き出された東京の中低所得階層の家族の就業行動

細民世帯

「①他の家族(主に15歳以上の子供)が妻より優先的に労働市場に参入する傾向が定着していたと推測される。・・・これに対して②妻は、幼児の面倒を見ながら内職を中心とした在来産業に就業することが多かったため、さほど③幼児の有無と就業の関係が強くなかったと思われる。」(315頁)

職工世帯

「職工世帯の子供の有業率の高さが目立っている。・・・④低所得階層ゆえに子供(特に15歳以上)が積極的に労働市場に参入したことを示唆している。」(307頁)

俸給世帯

俸給世帯における「このような妻の有業率(本業ベース)の高さは、⑤妻が単なる家計補助的な目的ではなく、自らすすんで外勤形態の就業を選択していたことを推測させる。これは、当時の妻の就業先が小学校教員・女工・事務員・技芸教授などきわめて多様であり、マスコミが外勤形態で就業している成人女性を「職業婦人」と名付けたことでも裏付けられる。」(308頁)

⑥先行研究に対する批判

低所得世帯の妻の有業率 イギリスより低かった可能性が高い

妻が子供世代の労働を支援するために家事労働を選択していた

⇒ 低所得階層ゆえに全員就業していたであろうという通説に反する事実(525頁)

いま構成員ごとに就業戦略をみると、まず子供が重要な役割を負っており、夫婦のみを対象とした単純な性別役割分業仮説では説明できないことが明らかになった。・・・妻は、子供よりも有業率が低かった・・・この理由は、多数の子供達を相手にした家事労働を選択して児童労働を支援していたためであり、けっして経済活動に参画していなかったわけではない。(548頁)

これらの日本モデルから判断すると、千本暁子が指摘しているような、『夫が一家の扶養者で、妻が被扶養者』という関係、および『通勤雇用者の夫と、専業主婦の妻からなる家族』という形態が工場労働者や都市下層の一部にまで波及した」という主張は⁽¹⁵¹⁾、『方面カード』の分析(表7-11(a)を参照)より事実である可能性が高いものの、他方では①のように依然として子供が世帯主収入にさほど反応しないなど、家族経済において重要な位置付けにあったことを軽視している。このように児童労働を考慮しない単純な性別役割分業観は、世帯単位の労働供給戦略の点から修正されるべきである。さらにこの延長線上の議論として、「世帯の所得水準が向上したときに労働市場からまず撤退するのは母親であって児童でないというのが英国のパターンであったとすれば、そのパターンは日本の家族には当てはまらないのではないか」⁽¹⁵²⁾という斎藤修の主張を、都市部の低所得世帯では否定することになるかもしれない。

(526頁)

2. 検証

① 「世帯主所得が 30 円未満の低所得世帯では子供世代が妻より早く労働市場に参入したが、30 円以上の世帯では子供世代が妻よりも早く労働市場から退出したことが予想される。」(304 頁)

表 5-1 細民世帯の世帯主所得別の就業状態 (1921年) (単位: %)

世帯主の勤労所得	就業形態別の世帯構成比				有業世帯率			
	世帯主のみ	世帯主+妻	世帯主+妻+他の家族	世帯主+妻+他の家族	妻	他の家族	非世帯主	
	1	2	3	4	2+4	3+4	2+3+4	
0~15円未満	11.1	22.2	50.0	16.7	38.9	66.7	88.9	
15~30円未満	23.7	28.9	36.8	10.6	39.5	47.4	76.3	
30~45円未満	32.3	30.3	25.3	12.1	42.4	37.4	67.7	
45~60円未満	51.6	31.2	10.2	7.0	38.2	17.2	48.4	
60~75円未満	56.9	33.6	7.8	1.7	35.3	9.5	43.1	
75円以上	77.5	17.5	0.0	5.0	22.5	5.0	22.5	
平均	47.5	30.0	15.3	7.2	37.2	22.5	52.5	

(注) 1. 現金収入ベースの有業者定義による世帯別データより作成した。
2. 有業世帯率とは、対象となる有業者のいる世帯数を世帯総数で割った比率である。
(資料) 内務省社会局編『第3回細民調査』1922年。

内務省社会局『大正拾年細民調査統計表』(1921年11月調査)の分析により
 世帯主夫婦以外の他の家族・・・世帯主所得の上昇 → 一貫して低下傾向
 他の家族の94%は子供世代⇒子供世代の就業行動はダグラス=有沢第一法則に合う
 妻・・・30円未満では世帯主所得の低下 → 有業世帯率のやや低下
 ⇒ 妻の就業行動は第一法則に反した動き

表 5-1 の検証

世帯主の勤労所得	世帯数	就業形態別の世帯数と構成比				有業世帯率									
		世帯主のみ		世帯主+妻		世帯主+妻+他の家族		世帯主+妻+他の家族		妻		他の家族		非世帯主	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
15円未満	18	2	11.1	4	22.2	9	50.0	3	16.7	7	38.9	12	66.7	16	88.9
15以上30円未満	38	8	23.7	11	28.9	14	36.8	4	10.5	15	39.5	18	47.4	29	76.3
30以上45円未満	99	32	32.3	30	30.3	25	25.3	12	12.1	42	42.4	37	37.4	67	67.7
45以上60円未満	188	95	51.6	58	31.2	20	10.2	13	7.0	71	38.2	33	17.2	91	48.4
60以上75円未満	116	67	56.9	39	33.6	8	7.8	2	1.7	41	35.3	10	9.5	49	43.1
75円以上	40	31	77.5	7	17.5	0	0.0	2	5.0	9	22.5	2	5.0	9	22.5
平均	497	235	47.5	149	30.0	76	15.3	36	7.2	185	37.2	122	22.5	261	52.5

世帯主の勤労所得	世帯数	就業形態別の世帯数と構成比				有業世帯率									
		世帯主のみ		世帯主+妻		世帯主+妻+他の家族		世帯主+妻+他の家族		妻		他の家族		非世帯主	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
15円未満	16	2	12.5	4	25.0	7	43.8	3	18.8	7	43.8	10	66.7	14	77.8
15以上30円未満	34	8	23.5	11	32.4	11	32.4	4	11.8	15	44.1	15	44.1	26	76.5
30以上45円未満	99	32	32.3	30	30.3	25	25.3	12	12.1	42	42.4	37	37.4	67	67.7
45以上60円未満	186	95	51.1	58	31.2	20	10.8	13	7.0	71	38.2	33	17.7	91	48.9
60以上75円未満	116	67	57.8	39	33.6	8	6.9	2	1.7	41	35.3	10	8.6	49	42.2
75円以上	40	31	77.5	7	17.5	0	0.0	2	5.0	9	22.5	2	5.0	9	22.5

[第1法則] 家計には構成員すなわち家計の中核的収入稼得者(家計調査の世帯主に相当)があり、非核構成員(核以外の家計構成員)の入手可能な就業機会(賃金率と指定労働時間)を所与とすると、核収入のより低い家計グループの非核構成員の有業率はより高い。(以下略)
 (川口章「ダグラス=有沢法則は有効なのか」『日本労働経済雑誌』501号、2002年4月25日、)

調査対象 497世帯 男性世帯主 481、女性世帯主 16
 男性が世帯主で配偶者のいる世帯 454世帯
 世帯主の勤労所得 15円未満の18世帯中、少なくとも2世帯は女性が世帯主の世帯
 世帯主の勤労所得 30円未満の38世帯中、少なくとも4世帯は女性が世帯主の世帯

疑問1 世帯主所得30円未満世帯 妻の有業率はもっと高いのではないか

- ② 細民世帯を構成員別にみると、本業あるいは副業のみの者の比率において妻(配偶者)が他の家族より大幅に高くなっている。妻が家事と就業を両立させなければならぬ立場にあることを考慮すると、おそらく細民世帯では妻が他の世帯よりも副業のみの者が非常に高かったと予想される。(309頁)

(i) 細民世帯の妻の副業のみの者の比率を39%と推計することについて

表5-6 細民・職工・俸給世帯(非世帯主)の構成員別本業・副業比率(1921年頃)
(単位:%)

	細民世帯		職工世帯		俸給世帯		(参考)	
	非世帯主		非世帯主		非世帯主		職工世帯	俸給世帯
	妻	他の家族	妻	他の家族	妻	他の家族	妻	妻
有業者	44.3	13.7	22.0	16.7	10.4	-	-	-
本業・副業ある者	0.9	0.0	0.2	0.9	0.9	6.3	13.0	
本業のみの者	43.4	13.7	21.8	7.4	5.0	94.7	87.0	
副業のみの者								
無業者	55.7	86.3	78.0	83.3	89.6			
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(注) 細民・職工・俸給世帯は本業・副業ベースの有業者定義による集計データより、(参考)は本業ベースの有業者定義による集計データより作成した。
(資料) 細民世帯は内務省社会局編『第3回細民調査』、職工・俸給世帯は東京府社会課編『中等階級調査』、(参考)は協同会編『俸給職工調査』。

推計方法

- ① 『中等階級調査』により職工世帯の妻の無業率 63.5%
- ② 『俸給職工調査』により職工世帯の「副業のみの者+無業者」=94.7%
- ③ ②-① により職工世帯の「副業のみの者」=94.7-63.5=31.2%
- ④ 『俸給職工調査』により職工世帯の「本業・副業ある者+本業のみの者」=5.3%
細民世帯も「本業・副業ある者+本業のみの者」=5.3%と仮定すれば、
細民世帯では「本業・副業ある者」=0.9%であるから、
「本業のみの者」=5.3-0.9=4.4%
- ⑤ 細民世帯では「本業のみの者+副業のみの者」=43.4%
細民世帯における「副業のみの者」=43.4-4.4=39.0%

中等階級調査と協同会調査の職工世帯の妻の無業率は同じ
職工世帯と細民世帯の「本業・副業ある者+本業のみの者」は同じという前提で推計

疑問2 所得水準が異なれば、妻の就業行動は異なるのではないのか？

(ii) 谷沢氏の有業者のとらえかたについて

協同会調査「本業をもたず副業のみの者」=「内職をする者」は有業者に含まれない

しかし

協同会調査

家族収入「継続的と一時的とを問わず家族の働きより得たる収入一切を含む」

細民調査の世帯別データ 収入欄「勤労収入」「営業財産其他ノ収入」

「勤労収入」欄に「世帯主収入」「配偶者収入」「家族の収入」を記載

妻の年齢別・子供の有無別にみた有業、無業の人数、妻の月収額を示した表

(『大正拾年施行 細民調査統計表』第11表)

無業の妻の欄に月収額が記載されている

疑問3 協同会調査の有業者には内職従事者が含まれているのではないのか？

③ 幼児ダミーは、3世帯とも符合条件を満たしていたが、統計上の有意性は職
 工・俸給世帯のみ満たしていた。(314頁)
 (細民・・・千本)世帯内では、他の家族(主に15歳以上の子供)が妻よ
 り優先的に労働市場に参入する傾向が定着していたと推測される・・・こ
 れに対して妻は、幼児の面倒を見ながら内職を中心とした在来産業に就業す
 ることが多かったため、さほど幼児の有無と就業の関係が強くなかったと思
 われる。(315頁)

「幼児の有無は、以下のように決めた。『第3回細民調査』では「育児教育費のうち学校
 費が記載されておらず、かつ子供小遣の記載されている世帯」(352頁)

谷沢氏の幼児の有無の決め方が適切かどうかの検証作業

497の世帯別データから三人世帯で、勤労収入欄に「世帯主収入」「配偶者収入」が記載
 されており、学校費と子供小遣の両方が記載されている世帯を除いた49世帯について、
 換算人数から子供の年齢を確定

統計 番号	世帯人員			換 算 人	勤労収入	収入				育児教育費		
	男	女	計			計	世帯主 収入	配偶者 収入	家族/ 収入	学校 費	子供 小遣	其他
60	2	1	3	2.3	5-7歳	94.50	75.00	19.50			5.20	
62	1	2	3	2.3	5-7歳	68.75	60.95	7.80			2.91	
△	99	1	2	3	2.4	女性11-12歳	31.63	27.47	4.16		4.32	
108	1	2	3	2.5	女性13-14歳	46.15	42.00	4.15				
127	2	1	3	2.3	5-7歳	68.80	53.20	15.60			5.70	0.80
△	130	2	1	3	2.5	男性11-12歳	60.00	46.00	14.00		0.90	
○	168	1	2	3	2.2	2-4歳	59.10	54.60	4.50			0.30
○	170	2	1	3	2.1	0-1歳	63.33	61.43	1.90			
△	172	2	1	3	2.4	男性8-10歳	43.00	41.90	1.10		0.10	
○	173	2	1	3	2.1	0-1歳	77.75	75.60	2.15			3.85
174	1	2	3	2.2	2-4歳	81.92	80.07	1.85			5.27	
178	2	1	3	2.3	5-7歳	88.55	81.55	7.00			3.15	
179	2	1	3	2.3	5-7歳	31.65	22.00	9.65			1.99	
△	180	1	2	3	2.4	女性11-12歳	59.10	51.85	7.45		0.58	
181	2	1	3	2.3	5-7歳	62.93	53.00	9.93			1.97	
185	2	1	3	2.6	男性13-14歳	92.65	45.50	10.30	37.05			
187	1	2	3	2.2	2-4歳	55.81	52.24	3.57			2.28	
190	1	2	3	2.3	5-7歳	69.55	57.00	12.55			2.85	
△	192	1	2	3	2.4	女性11-12歳	61.80	58.00	3.80		2.23	
193	1	2	3	2.3	5-7歳	46.65	42.70	3.95			1.17	
203	1	2	3	2.3	5-7歳	54.10	50.20	3.90			3.49	0.03
205	2	1	3	2.2	2-4歳	70.60	88.00	2.80			4.82	
209	1	2	3	2.2	2-4歳	63.59	57.00	6.59			2.81	
222	2	1	3	2.2	2-4歳	61.54	55.00	6.54			2.19	0.10
223	1	2	3	2.6	女性15-59歳	82.60	71.60	11.00				
227	2	1	3	2.3	5-7歳	72.35	71.00	1.35			1.97	
△	232	2	1	3	2.4	男性8-10歳	41.10	40.60	0.50		1.52	
△	234	2	1	3	2.4	男性8-10歳	45.40	17.40	28.00		2.87	
△	235	2	1	3	2.5	男性11-12歳	56.35	48.90	7.45		3.05	
△	238	2	1	3	2.6	男性13-14歳	7.70	5.00	2.70		0.60	
242	1	2	3	2.6	女性15-59歳	37.90	26.90	11.00				
250	2	1	3	2.3	5-7歳	74.85	72.00	2.85			2.39	
△	253	1	2	3	2.4	女性11-12歳	46.17	42.60	3.57		2.92	
262	1	2	3	2.2	2-4歳	78.63	77.73	0.90			3.37	
264	1	2	3	2.2	2-4歳	47.52	46.13	1.39			4.37	
△	270	2	1	3	2.4	男性8-10歳	68.50	58.00	10.50		2.09	
281	1	2	3	2.2	2-4歳	71.15	69.10	2.05			1.13	0.30
301	1	2	3	2.3	5-7歳	63.80	51.80	12.00			5.80	
307	2	1	3	2.3	5-7歳	63.45	59.95	3.50			3.27	
319	2	1	3	2.3	5-7歳	46.17	35.40	10.77			1.08	
320	2	1	3	2.3	5-7歳	63.55	60.10	3.45			2.95	1.00
△	325	1	2	3	2.4	女性11-12歳	51.21	44.00	7.21		3.25	
△	328	1	2	3	2.4	女性11-12歳	45.30	38.80	5.10	1.60	1.75	
329	1	2	3	2.6	女性15歳以	66.8	36.00	15.90	14.90			
370	1	2	3	2.5	女性60-65歳	71.4	50.40	21.00				
△	385	2	1	3	2.4	男性8-10歳	38.2	27.80	10.40		3.62	
396	1	2	3	2.3	5-7歳	61.2	52.09	9.10			2.80	
447	1	2	3	2.3	5-7歳	27.7	23.85	3.80			1.52	
505	1	2	3	2.3	5-7歳	36.4	29.40	7.02			5.49	

○・・・乳幼児がいる
 が、子供小遣記載
 なし 3世帯
 △・・・乳幼児ではな
 いが、「乳幼児の
 いる世帯」とみな
 される 14世帯

疑問 4 幼児ダミーの決め方に問題は無いのか

妻の年齢別・子供の有無別にみた有業、無業の人数、妻の月収額を示した表
 (『大正拾年施行 細民調査統計表』第11表)

第11表 妻の児女の有無別年齢階級別有業率(1911)

	有業				無業				
	児女アル者	児女ナキ者	計	率	児女アル者	児女ナキ者	計	率	
—20歳					2	100.0		2	100.0
—25歳	8	24.2	4	12.1	12	36.4	21	63.6	
—30歳	24	36.9	1	1.5	25	38.5	40	61.5	
—40歳	82	42.1	2	1.0	84	43.1	108	55.4	
—50歳	80	46.9	3	2.3	83	49.2	65	50.8	
—60歳	13	48.1	2	7.4	15	55.6	11	40.7	
60歳以上	2	86.7		0.0	2	86.7	1	33.3	
不詳									
合計	189	41.5	12	2.6	201	44.2	250	54.9	
							4	0.9	
							254	55.8	

疑問5 30歳までの児女のある妻は無業率が高いのではないか？

④ 「職工世帯の子供の有業率の高さが目立っている。これは・・・細民世帯の場合と同様に、低所得階層ゆえに子供(特に15歳以上)が積極的に労働市場に参入したことを示唆している。」(307頁)

表5-3 職工・俸給世帯(非世帯主)の世帯主所得別有業世帯率(1921年)

世帯主の勤労所得	東京地方		全国	
	職工世帯	俸給世帯	職工世帯	俸給世帯
0~50円未満	100.0	-	78.3	89.9
50~75円未満	63.2	86.0	72.6	74.2
75~100円未満	63.3	75.0	74.1	68.6
100~125円未満	59.0	75.0	58.1	55.6
125~150円未満	50.0	33.3	33.3	37.8
150円以上	14.3	7.7	12.8	21.4
平均	47.5	56.8	69.5	59.8

(注) 1. 現金収入ベースの有業率定義による世帯別データより作成した。
 2. 有業世帯率とは、対象となる有業者のいる世帯数を世帯総数で割った比率である。
 (資料) 協賛会編『俸給職工調査』1925年

表5-4 職工・俸給世帯(非世帯主)の階級別有業率(1922年)

階級	職工世帯				俸給世帯			
	世帯	子供	世帯	子供	世帯	子供	世帯	子供
0~5歳	8.5	9.3	9.5	9.9	1.0	1.0	1.0	1.0
7~14歳	3.6	3.7	3.2	7.1	1.5	1.2	1.2	7.1
15~19歳	31.4	37.3	3.2	7.1	18.1	16.1	18.1	16.1
20~24歳	48.4	48.4	47.8	47.8	21.1	21.1	21.1	21.1
25~29歳	44.8	44.8	44.8	44.8	22.5	22.5	22.5	22.5
30~34歳	42.8	42.8	42.8	42.8	18.1	18.1	18.1	18.1
35~39歳	39.3	39.3	39.3	39.3	14.3	14.3	14.3	14.3
40~44歳	32.3	32.3	32.3	32.3	10.0	10.0	10.0	10.0
45~49歳	25.3	25.3	25.3	25.3	6.7	6.7	6.7	6.7
50歳以上	18.3	18.3	18.3	18.3	3.3	3.3	3.3	3.3
合計	33.2	33.2	33.2	33.2	12.9	12.9	12.9	12.9

(注) 1. 本表は調査時の有業率定義による階級別データより作成した。
 2. 調査年度は、世帯の平均所得を収入として算出された。世帯の平均所得は報告書の表紙に示されている。
 3. 15歳未満の子供は世帯にいないと見做す。
 4. 世帯の平均所得は世帯主の所得と見做す。世帯主の所得は世帯主の所得と見做す。
 (資料) 東京府世帯主所得調査(中等階級調査)統計表(1922年、24~25頁)の表5-4より作成。

<非世帯主の有業率>
 全国平均 職工世帯 69.5% > 俸給世帯 59.8%
 ⇒ 第一法則成立
 東京地方 職工世帯 47.5% < 俸給世帯 56.8%
 (細民世帯 52.5% < 俸給世帯 56.8%)
 ⇒ 東京地方では第一法則成立せず

<非世帯主の有業率>
 職工世帯 35.9% > 俸給世帯 21.9%
 <妻の有業率>
 細民世帯 > 職工世帯 > 俸給世帯
 37.2% 36.5% 24.7%
 ⇒ 第一法則と整合的
 <15歳以上計の有業率>
 職工世帯 子供 51.1% > 妻 36.5% > 他の家族 22.9%
 俸給世帯 妻 24.7% > 子供 24.4% > 他の家族 12.3%

調査対象となった職工世帯は低所得階層か？

内務省社会局『大正拾年細民調査統計表』 「定住した低所得階層」 (15頁)

協賛会『俸給生活者・職工生計調査報告』 「中所得階層」 (15頁)

「とりあえず低所得世帯を世帯主収入で一家全員の消費支出を到底賄えない貧困世帯と定義しておこう」(445頁)

疑問6 低所得世帯の定義は？

調査世帯数	一世帯平均員	収入合計(A)		支出(C)	(B)/(C)		
		世帯主収入(B)					
1921年細民調査	497	4.3	72.26	52.08	63.74	81.7	
1921年6月~1922年5月協賛会調査(東京地方)	俸給生活者	35	4.1	171.34	120.88	137.33	88.0
	職工	74	4.1	131.59	96.40	113.12	85.2
1922年中等階級調査	俸給生活者	658	4.2	122.81	100.44	130.49	77.0
	職工	288	4.5	99.03	82.78	102.68	80.6
	その他	81	4.3	128.13	102.32		

疑問 7 表 5-3 は正しいか？

千本暁子作成

世帯主の勤労所得	東京地方					
	職工世帯			俸給世帯		
	世帯総数	有業世帯数	有業世帯率	世帯総数	有業世帯数	有業世帯率
0～50円未満	1	1	100.0	1	1	100.0
50～75円未満	19	12	63.2	3	2	66.7
75～100円未満	31	20	64.5	8	6	75.0
100～125円未満	12	6	50.0	8	6	75.0
125～150円未満	4	2	50.0	6	2	33.3
150円以上	7	1	14.3	9	1	11.1
計	74	42	56.8	35	18	51.4

資料

世帯番号	所在地	職工世帯					
		収入		世帯番号	所在地		
		世帯主	家族				
391	東京都	47.21	10.12	535	神奈川県	87.55	
379	東京都	50.68	8.85	519	東京都	87.56	0.98
392	東京都	58.08	7.99	515	東京都	87.58	
389	東京都	62.35		509	東京都	94.08	
518	東京都	62.61	3.53	614	東京都	94.43	1.86
378	東京都	62.71	4.48	524	東京都	95.28	13.81
394	神奈川県	63.48		504	東京都	97.05	2.22
382	東京都	63.88	3.58	527	東京都	98.03	3.67
386	東京都	64.15	1.70	528	東京都	98.95	
381	東京都	65.14	1.83	523	東京都	99.21	3.46
387	東京都	67.07		534	神奈川県	99.38	
531	東京都	69.91	4.23	530	東京都	100.97	
388	東京都	70.79	11.75	620	神奈川県	102.64	0.29
380	東京都	72.52	1.70	525	東京都	103.04	17.35
513	東京都	72.90		533	神奈川県	103.91	
383	東京都	72.95	0.83	508	東京都	104.52	19.08
532	神奈川県	73.04		528	東京都	106.03	7.43
376	東京都	73.18		61	東京都	107.84	
390	東京都	74.02		521	東京都	108.92	
645	東京都	74.31	39.32	617	東京都	109.59	29.93
507	東京都	76.07	0.56	618	東京都	116.23	0.13
393	神奈川県	76.08		516	東京都	120.18	
503	東京都	76.36	7.83	619	東京都	123.20	
510	東京都	77.18	54.44	611	東京都	130.26	0.04
506	東京都	77.89		616	東京都	140.89	15.00
385	東京都	77.93	11.71	612	東京都	142.72	
517	東京都	80.53	14.93	649	東京都	146.63	
384	東京都	81.04		615	東京都	158.15	
621	神奈川県	81.80	65.68	609	東京都	168.94	
511	東京都	82.31	0.53	641	東京都	172.00	
522	東京都	83.29	22.83	643	東京都	180.80	7.18
610	東京都	83.74	0.63	644	東京都	184.56	
377	東京都	84.10		642	東京都	199.10	
536	神奈川県	84.21	17.88	648	東京都	202.76	
529	東京都	84.84					
520	東京都	85.35					
502	東京都	86.27	7.31				
512	東京都	86.81	4.22				
514	東京都	86.86	1.10				
505	東京都	87.32	1.06				

74世帯 42世帯
有業世帯率=42÷74×100=56.8

世帯番号	所在地	俸給世帯	
		収入	
		世帯主	家族
258	東京都	17.68	9.73
140	神奈川県	66.17	
29	東京都	69.13	4.99
278	東京都	74.13	32.13
4	東京都	76.04	
138	東京都	77.61	4.11
318	神奈川県	77.94	
27	東京都	80.03	31.22
139	神奈川県	81.18	43.67
259	東京都	86.25	0.42
28	東京都	91.46	5.45
279	東京都	95.17	3.19
281	東京都	100.08	0.08
280	東京都	103.44	
30	神奈川県	105.04	0.76
313	東京都	107.69	5.60
282	神奈川県	115.86	0.21
230	東京都	118.35	54.42
201	東京都	118.92	
250	東京都	120.24	75.82
71	東京都	135.25	
316	東京都	136.70	
94	東京都	141.40	
317	神奈川県	142.92	6.44
315	東京都	145.05	3.17
70	東京都	149.10	
95	東京都	151.39	
314	東京都	153.68	
336	神奈川県	159.58	
200	東京都	173.11	
93	東京都	180.81	
354	東京都	186.17	11.23
355	東京都	187.14	
335	東京都	198.29	
356	東京都	207.47	

35世帯 18世帯
有業世帯率=18÷35×100=51.4

⑤ 「(俸給世帯における・・・千本)このような妻の有業率(本業ベース)の高さは、妻が単なる家計補助的な目的ではなく、自らすすんで外勤形態の就業を選択していたことを推測させる。これは、当時の妻の就業先が小学校教員・女工・事務員・技芸教授などきわめて多様であり、マスコミが外勤形態で就業している成人女性を「職業婦人」と名付けたことでも裏付けられる。」(308頁)

疑問8 表5-5は正しいか？

表5-5 職工・俸給世帯(女性)の構成員別有業率(1921年)
(単位:%)

	職工世帯			俸給世帯		
	女性	妻	他の女性	女性	妻	他の女性
0~4歳	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0
5~9歳	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0
10~14歳	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0
15~19歳	19.2	0.0	24.5	0.0	0.0	0.0
20~24歳	13.5	9.7	33.3	12.4	15.5	0.0
25~29歳	4.2	4.5	0.0	5.3	5.3	-
30~34歳	0.0	0.0	-	25.0	25.0	-
35~39歳	8.3	8.3	-	0.0	0.0	-
40~49歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50~59歳	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0
60歳以上	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0
15歳以上計	4.1	5.3	3.3	6.6	13.0	0.0

(注) 1. 本業ベースの有業者定義による集計データより作成した。
 2. 調査票では、年齢をかぞえ年で記入させているため、本表の年齢区分は報告書の年齢区分から1歳を引いている。
 3. -は該当集団が存在しないことを示す。
 4. 他の女性とは子供と尊卑族であり、親族以外の同居人あるいは雇人は除外されている。
 (資料) 協調会編『俸給職工調査』1925年。

千本暁子作成

	職工世帯						俸給世帯					
	女性		妻		他の女性		女性		妻		他の女性	
	有業月数	有業率	有業月数	有業率	有業月数	有業率	有業月数	有業率	有業月数	有業率	有業月数	有業率
0-5歳												
6-10歳												
11-15歳												
16-20歳	24	19.2			24	24.5						
21-25歳	14	5.9			14	33.3	13	12.4	13	15.5		
26-30歳	21	7.1	21	7.6			7	5.3	7	5.3		
31-35歳	12	9.1	12	9.1			30	25.0	30	25		
36-40歳												
41-45歳	12	20.0	12	25.0								
46-50歳												
51-55歳												
56-60歳												
61以上												
計	83	4.1	45	5.3	38	3.3	50	6.6	50	13.0		
15歳以上計	83	7.2	45	5.3	38	12.7	50	9.1	50	13.0	0	0.0

協調会『俸給生活者 職工 生計調査報告』1925年、付録4-5頁。

疑問9 俸給世帯の妻は家計補助的な就労ではなく、職業婦人が多いのか？

レジュメ7頁の資料参照

おわりに